

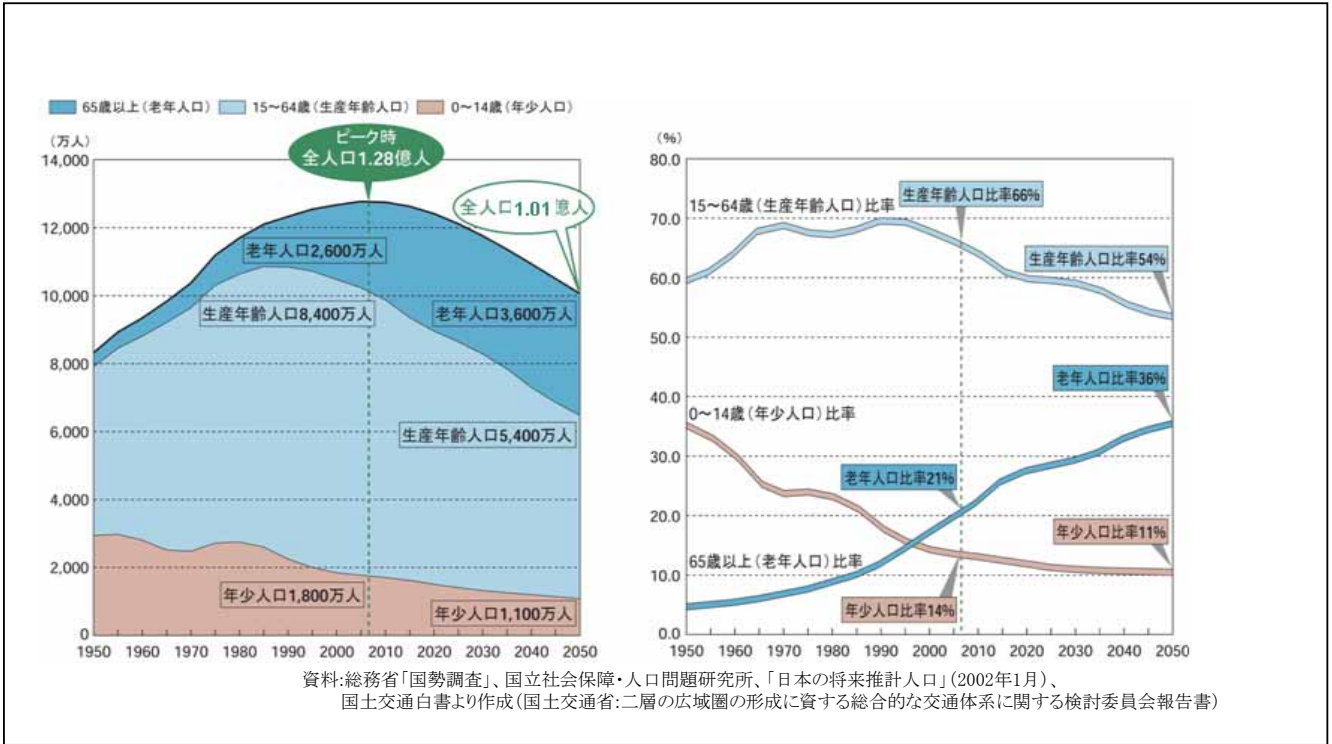
「農村振興政策推進の基本方向」研究会

参考資料(データ編)

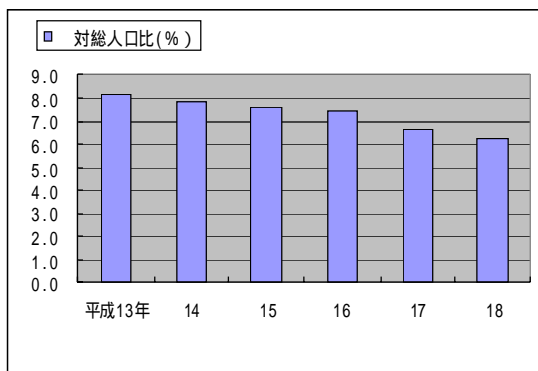
目 次

1	日本の将来人口・年齢人口予測	57
2	農家人口率	57
3	農業集落の農家率	57
4	農業集落数の推移	58
5	農業集落の農家と非農家の戸数の推移	58
6	10aあたり生産農業所得	59
7	1人あたり県民所得の格差と推移	59
8	販売農家1戸あたり平均農業粗収益及び農外収入	59
9	各地域毎の有効求人倍率(平成19年)	60
10	生活環境整備の状況(平成17年)	60
11	情報通信基盤の整備状況	60
12	農業水利ストックの蓄積	61
13	農業用水の使用量	61
14	耕地面積の推移	62
15	耕作放棄地の推移	62
16	市町村合併の推移	62

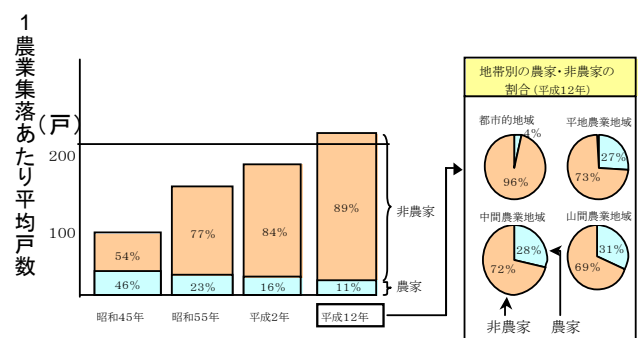
1. 日本の将来人口・年齢人口予測



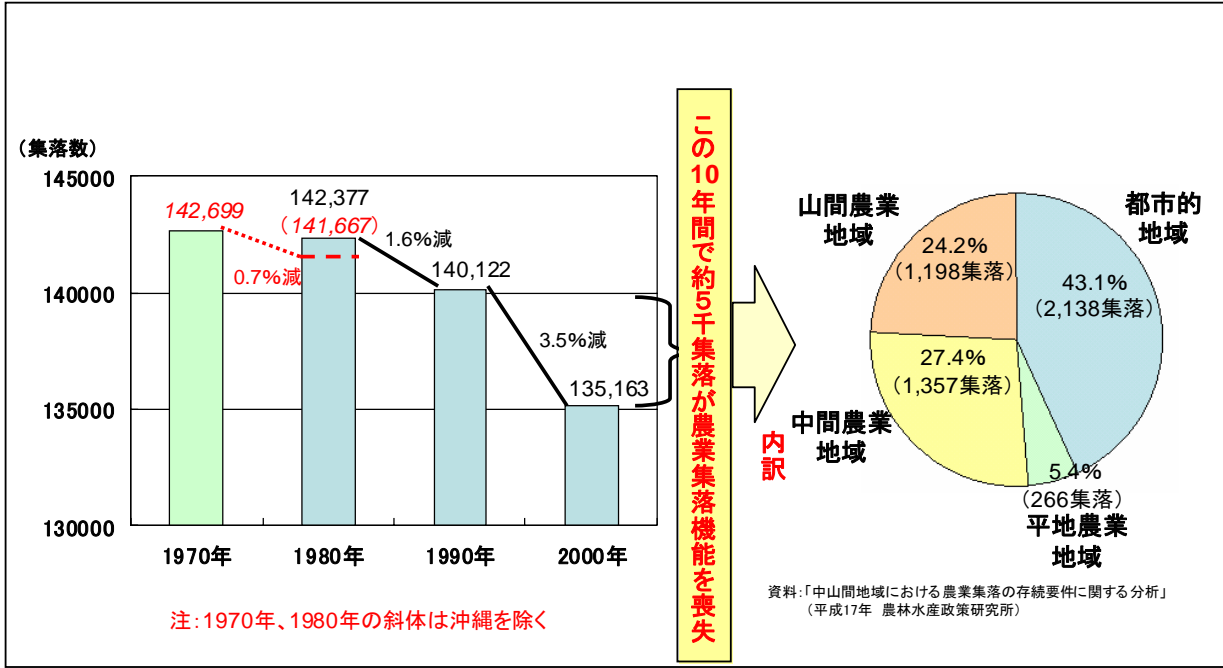
2. 農家人口率



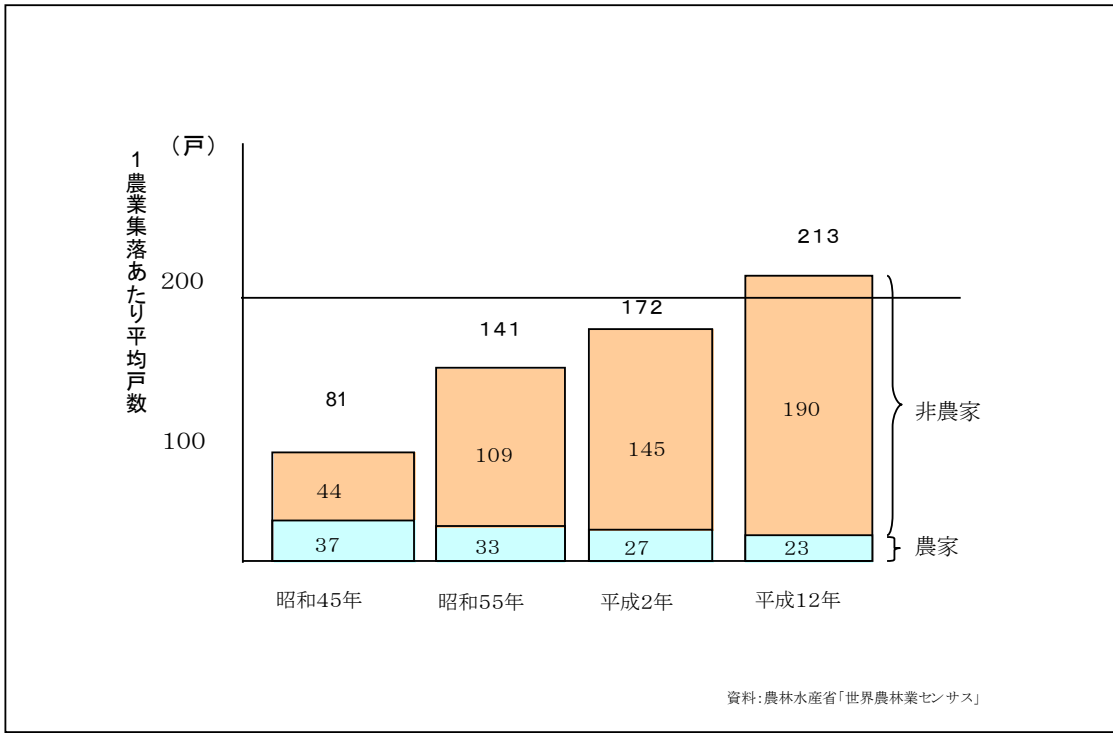
3. 農業集落の農家率



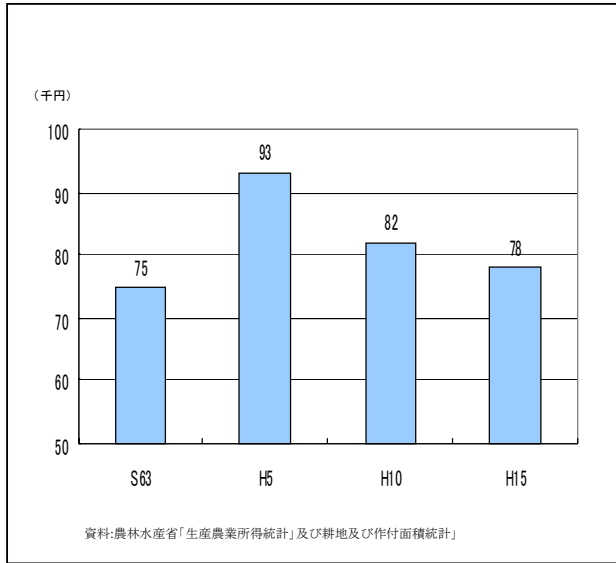
4. 農業集落数の推移



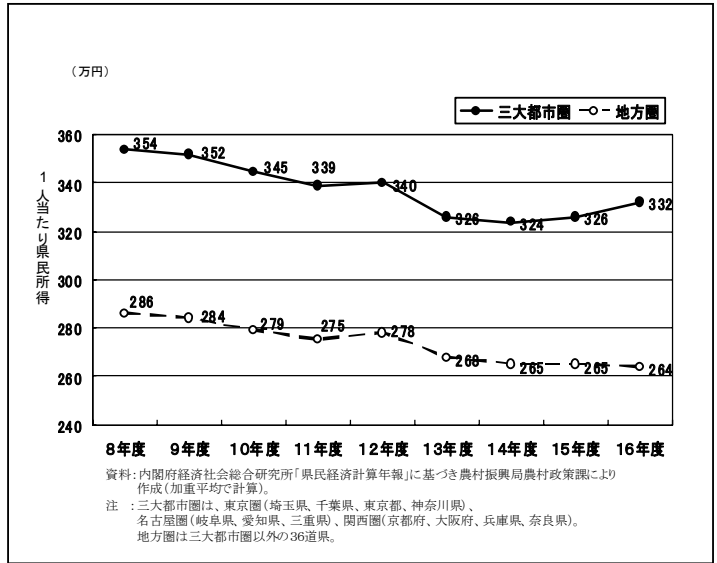
5. 農業集落の農家と非農家の戸数の推移



6. 10aあたり生産農業所得



7. 1人あたり県民所得の格差と推移



8. 販売農家1戸あたり平均農業粗収益及び農外収入

年次	農業			農外		
	所得	粗収益	経営費	所得	収入	支出
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平.11(1999)	1,141	3,582	2,441	5,130	5,425	294
平.12(2000)	1,084	3,508	2,423	4,975	5,272	298
平.13(2001)	1,034	3,474	2,440	4,751	5,042	291
平.14(2002)	1,021	3,469	2,448	4,527	4,818	291
平.15(2003)	1,103	3,585	2,482	4,323	4,600	277
	(1,297)	(3,808)	(2,511)	(2,239)	(2,481)	(242)
平.16(2004)	(1,262)	(3,890)	(2,628)	(2,241)	(2,491)	(250)
平.17(2005)	(1,235)	(3,976)	(2,741)	(2,191)	(2,449)	(258)

資料:平成15年以前は農林水産省「農業経営動向統計」、平成16年以降は農林水産省「経営形態別経営統計(個別経営)」

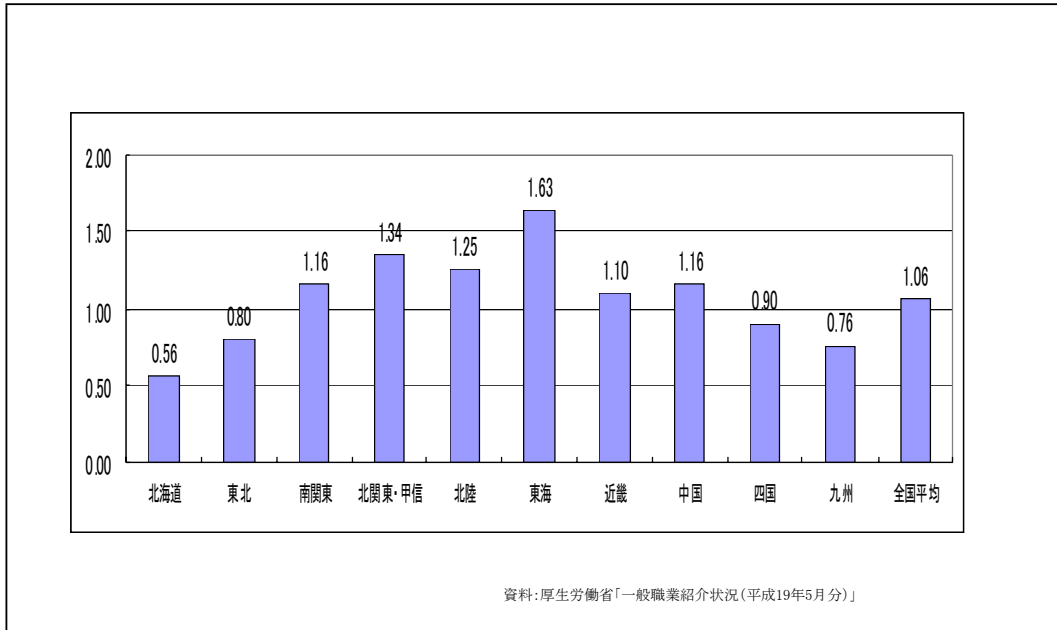
注:平成16年、17年結果は、農業経営に關する者が経営権を持っている事業及び事業以外の収支に限定して把握すること等を主な内容とする調査体系の見直しを行ったため、15年以前とは接続しない。なお、参考として「15(新)」(個別データの補足調査を行い組替集計した結果)を表示した。

(調査体系の主な見直し内容)

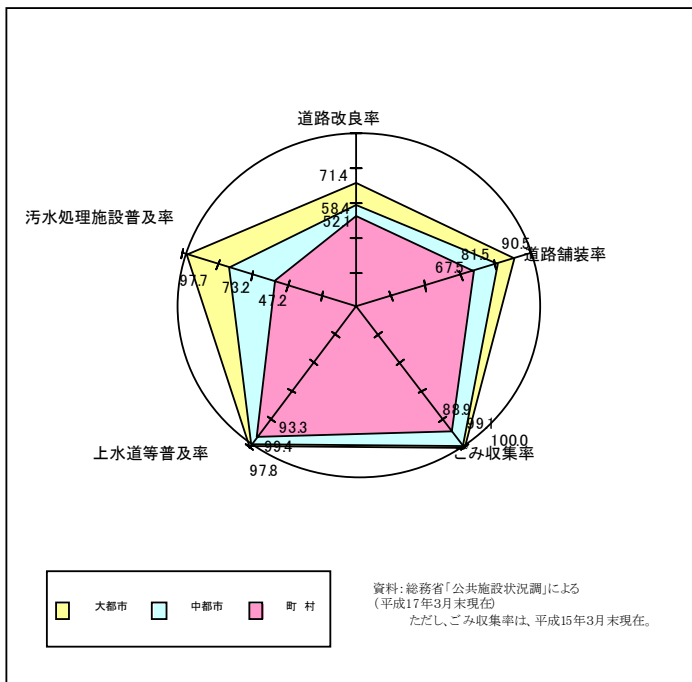
農業については、「経営全体」、農業以外については「農業経営関与者(経営主夫婦及び自営農業に60日以上従事した者)が経営を持っている事業」及び「農業経営関与者に係る事業以外の収支に限定して把握

農業共済等の農業経営由来の収支項目について、15年以前は年金等の収入として計上していたが、青色申告や諸外国の取り扱いとの整合性を表る観点から農業経営収支として計上

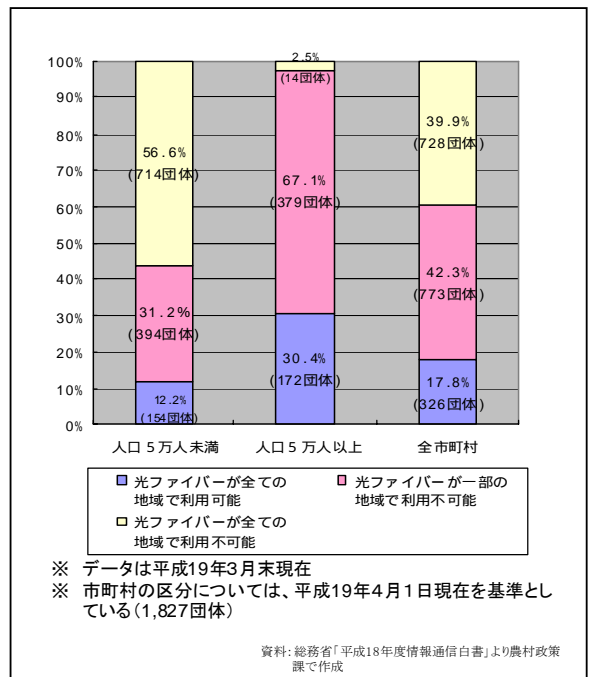
9. 各地域毎の有効求人倍率(平成19年)



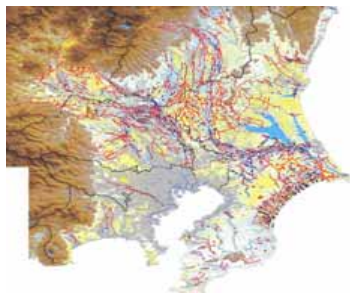
10. 生活環境整備の状況(平成17年)



11. 情報通信基盤の整備状況



12. 農業水利ストックの蓄積

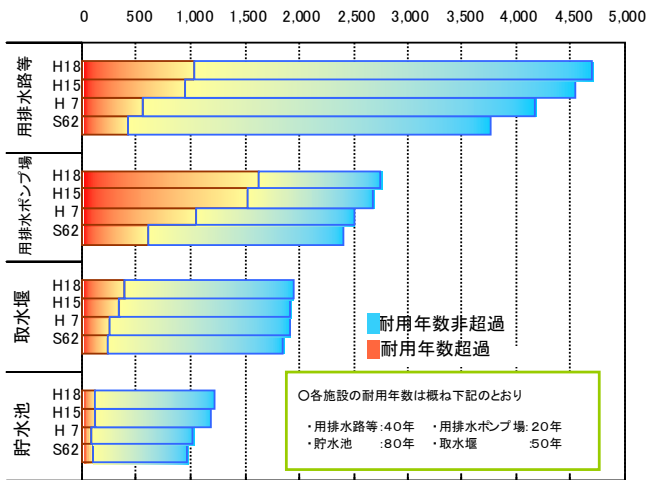


凡 例	
農地等 水路	
□ 水田	— 用水路
■ 畑	— 排水路
●	● 農業用ダム ● 灌漑工 ● 排水機場など
●	● 排水機場など

注：基幹的水路とは、末端支配面積が100ha(東京ドーム20個分)以上の水路

農業用水路	約40万km (地球約10周分)
うち基幹的水路	約4万5千km
基幹的施設(ダム等)	約7千カ所

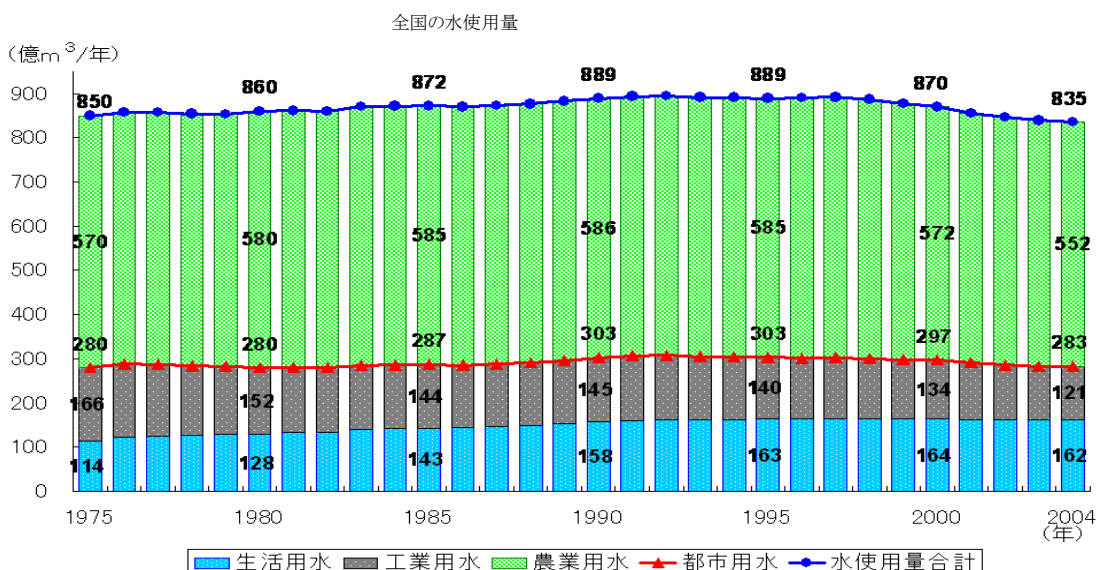
施設数・延長(用排水路等 10km)



○各施設の耐用年数は概ね下記のとおり
 ・用排水路等:40年 ・用排水ポンプ場:20年
 ・貯水池:80年 ・取水堰:50年

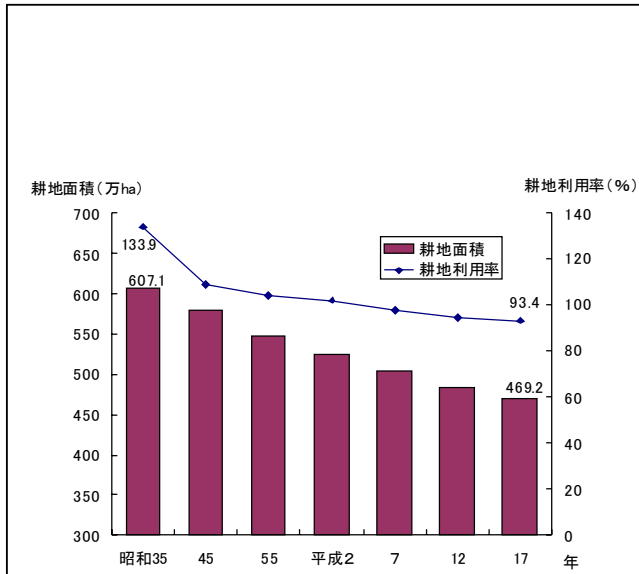
資料：「農業水利施設整備状況調査(S62)」
 「基幹水利施設整備状況調査(H7)」
 「基幹水利施設等補足調査(H15)」
 「農業基盤整備基礎調査(H18)」

13. 農業用水の使用量



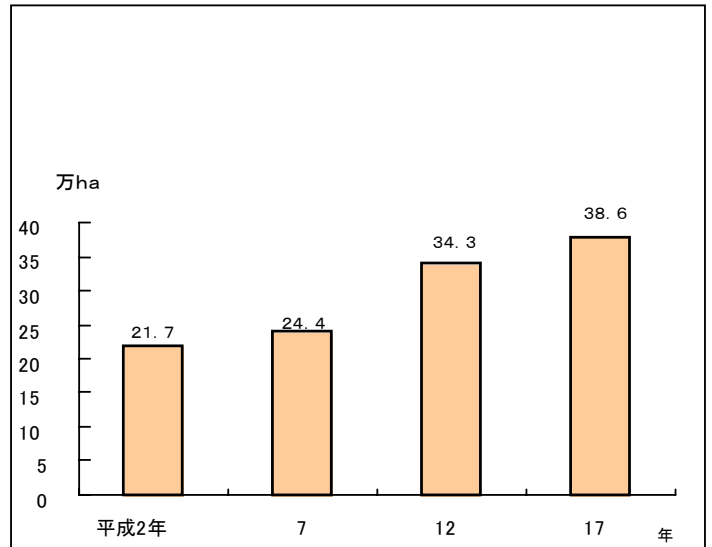
(注) 1. 国土交通省水資源部の推計による取水量ベースの値であり、使用後再び河川等へ還元される水量も含む。

14. 耕地面積の推移



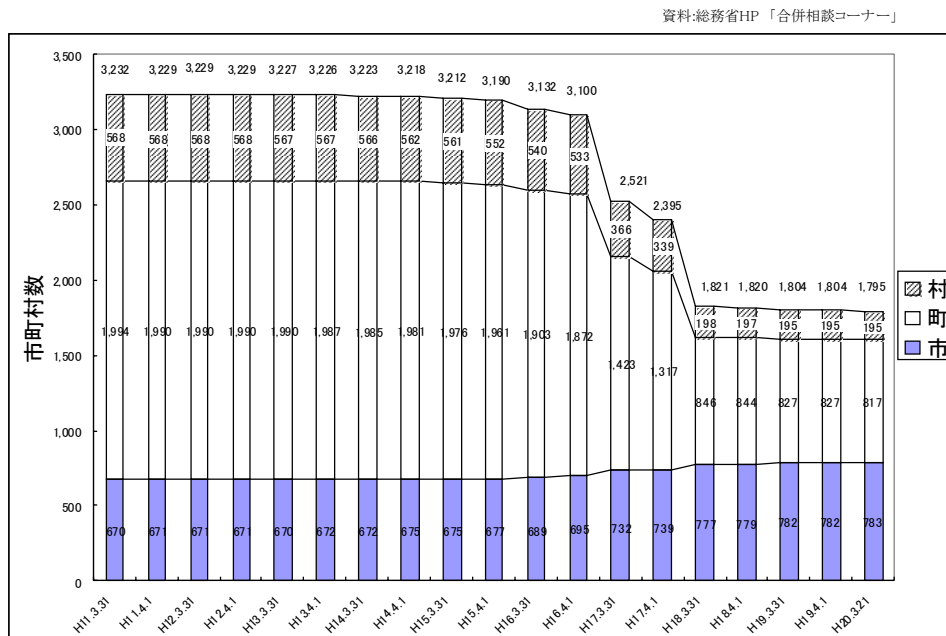
資料:農林水産省「耕地及び作付面積統計」

15. 耕作放棄地の推移



資料:農林水産省「農林業センサス」

16. 市町村合併の推移



「農村振興政策推進の基本方向」研究会

参考（資料編）

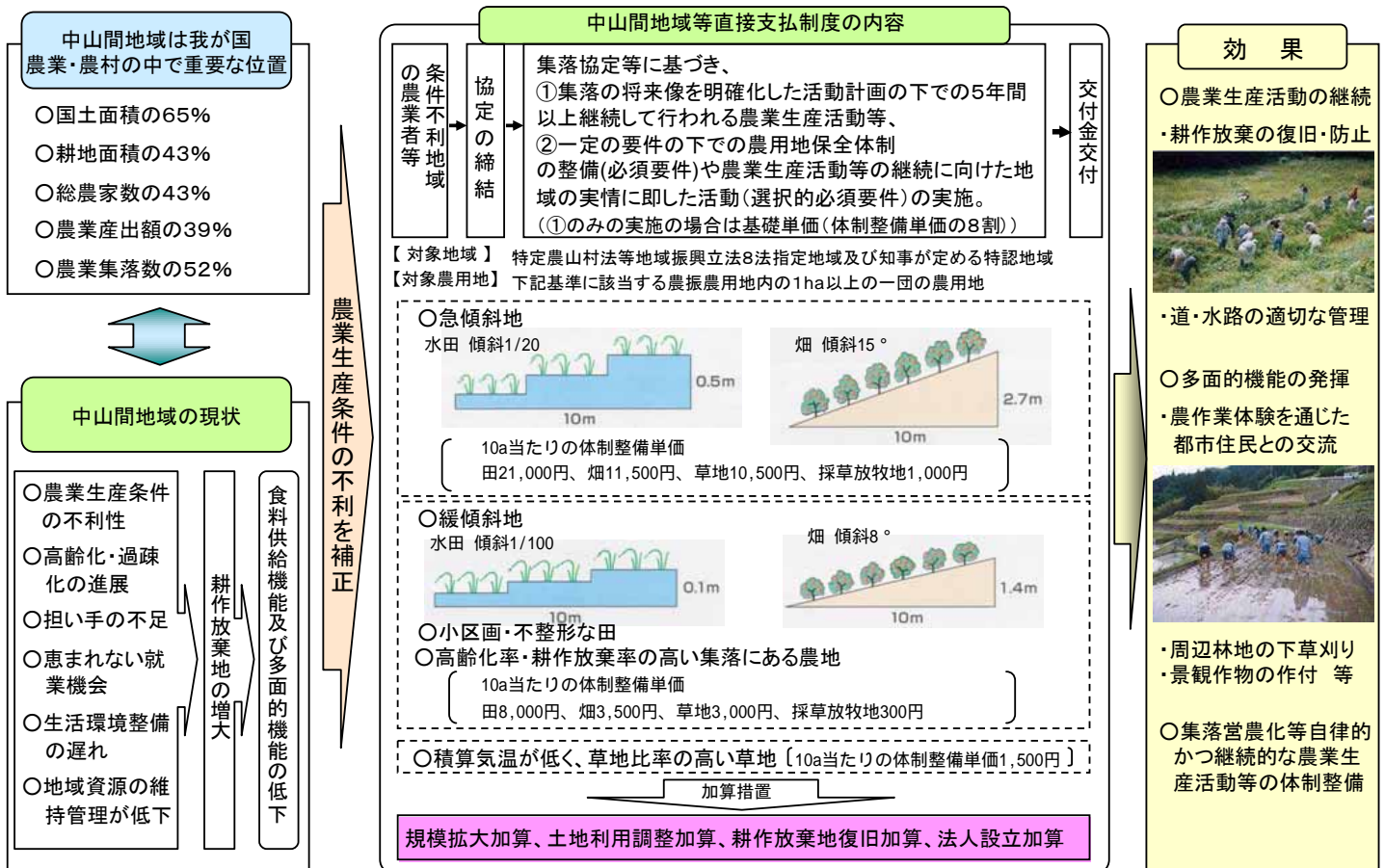
目 次

1．これまでに実施された農村振興政策に係る研究会とりまとめの概要	64
2．中山間地域等直接支払制度の概要	64
3．「都市と農山漁村の共生・対流」	65
4．農地・水・環境保全向上対策の概要	66
5．「農村におけるソーシャル・キャピタル研究会」とりまとめのポイント	67
6．子ども農山漁村交流プロジェクトの概要	67
7．「立ち上がる農山漁村」の概要	68
8．「立ち上がる農山漁村」選定事例に見る取組のきっかけ等の分析	68
9．農山漁村の郷土料理百選の概要	70
10．農山漁村活性化法関連	71
11．農山漁村活性化に向けた新たな取組の方向（中間取りまとめ概要）	72
12．農業農村整備事業の概要	73
13．農業農村整備事業予算の推移	73
14．農業農村整備事業予算の構成の推移	74
15．予防的な保全対策の実施（ストック・マネジメントの本格導入）	74
16．農林水産省政策評価結果の概要	75
17．「限界集落」について	80
18．企業の社会的責任（CSR）について	80
19．農業構造の展望	82
20．農業経営の展望	84
21．平地農業地帯の営農の具体的事例	85

1. これまでに実施された農村振興政策に係る研究会とりまとめの概要

	農村の位置づけ	方向性・ゴール	推進すべき施策	国の役割
明日のふるさと21 (平成12年12月)	産業の基盤、生活の場、暮らしや人生を充実する場	<ul style="list-style-type: none"> 安心してゆとりある生活が出来る地域 農村ならではの魅力的な資源のある地域 人・物・情報の行き来が活発な地域 人々が活き活きと暮らし学ぶことができる地域 地域の特色を活かした仕事のある地域 		
農山村振興研究会とりまとめ (平成14年1月)	国土保全機能など様々な価値を有するが、都市に比べ施設、サービスで劣っている	<ul style="list-style-type: none"> 都市と農村の共生・対流 農山村の維持・再生 	<ul style="list-style-type: none"> 農山村の魅力の客観的な評価 農山村と都市の双方向の情報交流 新たな地域産業の展開 居住環境と都市的サービスの確保 新たなコミュニティの形成と共通社会基盤の整備 保全を基軸とした新たな土地利用の枠組み構築 	
農村振興の新たな展開方向について (平成16年11月)	食料の安定供給や多面的機能の発揮など国民共有の財産	<ul style="list-style-type: none"> 都市住民の積極的な受入 女性、高齢者、非農家など地域全体の参加・協力 農地・水、景観、文化、バイオマスなどの地域資源の活用 	<ul style="list-style-type: none"> 農村の多様な資源を活用した農村経済の活性化 生活環境施設の整備 集落機能の維持・再生 豊かな自然環境、景観、伝統文化の保全・創造 農地・農業用水等の資源の保全管理 都市と農村の共生・対流 中山間地域等の振興 	<ul style="list-style-type: none"> 全国的視点からの施策の総合的な策定・実施 省庁間の連携、補助金の統合・交付金化
農山漁村活性化推進本部中間とりまとめ (平成19年6月)	国土保全、文化の伝承、多面的機能の発揮など重要な役割	<ul style="list-style-type: none"> 人を呼び込む施策の展開 農山漁村の基幹産業である農林水産業の活性化 横断的・基盤的施策の展開 	<ul style="list-style-type: none"> 人的・社会的なつながりや企業活力導入も含めた新たな手法の展開 対象・手法を明確化した交流施策の展開 定住・二地域居住に向けた条件整備 地域が一体となった農林水産物の販売・加工戦略の展開 特色ある生産手段、新規用途拡大による需要の拡大 農山漁業の体質強化による、農山漁村の生産能力の増強 研究開発の推進、鳥獣被害の防止、統計データの提供 	

2. 中山間地域等直接支払制度の概要



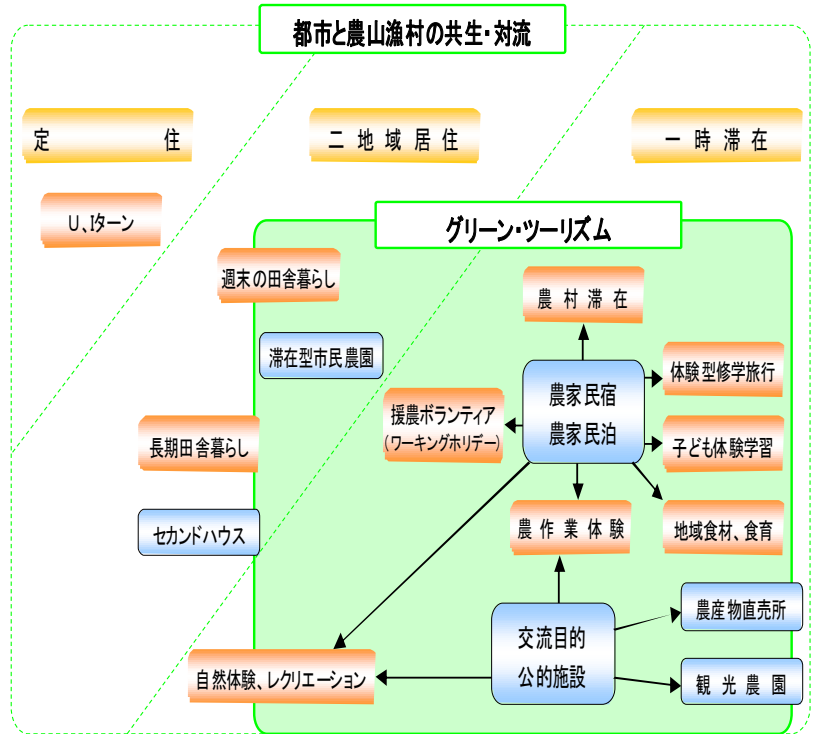
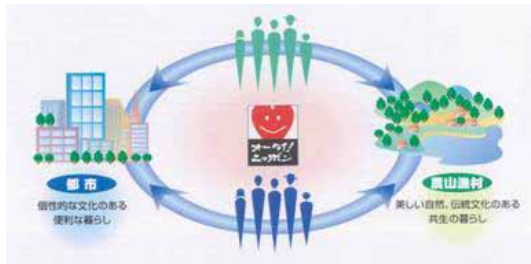
3. 「都市と農山漁村の共生・対流」(その1)

「都市と農山漁村の共生・対流」とは

「都市と農山漁村の共生・対流」とは、都市と農山漁村を行き交う新たなライフスタイルを広め、『人、もの、情報』の行き来を活発にする取組。

「都市と農山漁村の共生・対流」は、交流のほか、農山漁村における定住・二地域居住も含む幅広い概念。

この中で、グリーン・ツーリズムは、「都市と農山漁村の共生・対流」の代表的な取組の一つ。



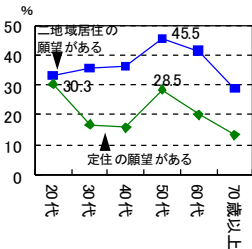
3. 「都市と農山漁村の共生・対流」(その2)

② 副大臣プロジェクトチームによる「2007年に向けた強化策」の取りまとめ(18年9月) ※以下は19予算反映版

○ 検討の視点

「団塊世代」と「若者世代」に向けた施策の提示

※特に願望の大きい世代の願望を踏まえた施策の強化が必要



子ども達や青少年の農山漁村地域での体験学習の普及

※体験学習の重要性は広く認識されつつある。「取り組むべき」: 89%

これまでになく多様な活動主体の連携・参加の推進

※副大臣PTH17.7提言を受け、H18年度社会実験の取組を実施

○ 以下の施策により共生・対流の取組を強化

1 団塊世代の共生・対流願望の実現に向けた施策

◇ 交流居住や二地域居住・定住の支援に関する施策 ◇ 人材活用・就農・就業への支援に関する施策

- ・農山漁村における定住等及び地域間交流を推進するための施設の整備等を新たに支援【農林水産省】
- ・空き家や生活情報等の総合的な情報提供などの受入体制の整備を引き続き支援【農林水産省】
- ・Uターンに関する提供情報の充実と地域情報の発信等を実施【国土交通省】 など

- ・「人生二毛作」キャンペーンの実施や就農等のトータルサポートの情報提供を新たに整備【農林水産省】
- ・地方就職支援センターによる情報提供や職業紹介や合同就職面接会の開催等を新たに実施【厚生労働省】 など

2 若者世代の共生・対流願望の実現に向けた施策

◇ 農山漁村での活動や滞在・定住の支援に関する施策 ◇ 就農・就業支援に関する施策

- ・若者の農村における長期農業等ボランティア活動の推進等を新たに支援【農林水産省】
- ・自治体・企業・NPO等の参画協議会による若者への居住体験機会の提供、移住ガイダンス等を新たに支援【国土交通省】
- ・若者の体験派遣、Uターン地域情報の発信等を実施【国土交通省】 など

- ・就農関係相談窓口の設置、フリーター等若者への職業指導、情報提供、研修のあっせん等を引き続き実施【厚生労働省】
- ・若者世代等のエコインストラクターとしての育成を新たに支援【環境省】 など

3 農山漁村における体験学習の促進に向けた施策

- ・学校における人間力向上のための長期宿泊体験活動推進プロジェクトを新たに実施【文部科学省】
- ・都市と農山漁村等の青少年が農林水産業体験等を通じて交流する体験活動プログラムの開発を推進【文部科学省】
- ・農業・農村体験学習の受入情報の提供等を支援【農林水産省】 など

4 多様かつ新たな主体の参加に向けた施策

- ・多様な主体が参加して行う、共生・対流に資する広域連携プロジェクト等を新たに支援【農林水産省】
- ・受入側、都市側、橋渡し役で構成する移住・交流受入システムの整備を進めるための調査を新たに実施【総務省】
- ・関係省庁と連携し地域の機関・団体等が協働し継続的な体験活動プログラムを開発する取組を新たに推進【文部科学省】など

3. 「都市と農山漁村の共生・対流」(その3)

③ オーライ!ニッポン会議

オーライ!ニッポン

都市と農山漁村のオーライ(往来)の活発化により日本が健全(all right)になることを表現したもの

日本全国で、もっと交流を深めよう
都市と農山漁村の往来によって、日本を健康にしよう
日本を見つめて、農山漁村をもっと知ろう
という意味が込められている。

オーライ!ニッポン会議

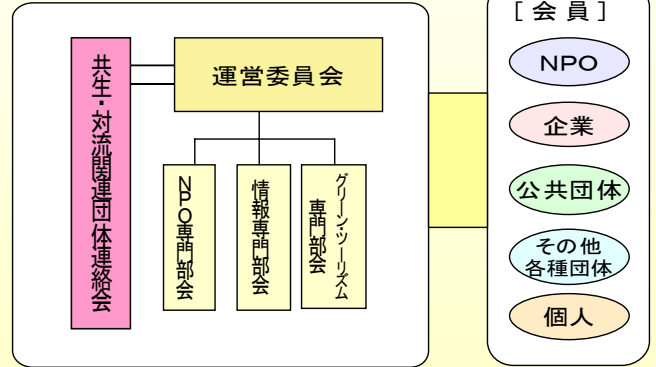
- ・正式名称： 都市と農山漁村の共生・対流推進会議
- ・代表者： 養老孟司 東京大学名誉教授
- ・設立目的： 都市と農山漁村の共生・対流の取組を国民的な運動として展開すること
- ・設立経緯： 党調査会での議論及び副大臣プロジェクトチームの提言を受け、15年6月、民間企業NPO等からなる民間主体の組織として設立
- ・活動内容： ホームページによる情報提供、オーライ!ニッポン大賞の表彰、シンポジウムの開催等

都市と農山漁村の共生・対流HP <http://www.kyosei-tairyu.jp/>

オーライ!ニッポン会議

(平成15年6月23日設立)

代表:養老孟司 副代表:川勝平太、平野啓子
運営委員会長:丹羽宇一郎



会員数:530(平成18年7月末現在)[設立時 367]

○キャンペーンイベントの共催・後援
平成18年7月末現在 251件

- 17.9.2 オーライ!ニッポン地方シンポジウムー群馬県大会ー
- 18.2.22 第3回オーライ!ニッポン全国大会(イノホール)
島村党調査会会長、長勢官房副長官、中川農林水産大臣ほか御出席
- 18.9.6 オーライ!ニッポン地方シンポジウムー東京大会ー
島村党調査会会長、近藤基彦事務局次長ほか御出席
- 19.3.14 第4回オーライ!ニッポン全国大会(イノホール)

4. 農地・水・環境保全向上対策の概要

- 農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るためには、基盤となる農地・水・環境の保全と質的向上を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要。
- 国民共有の財産である農地・農業用水等の資源と、その上で営まれる営農活動を、一体として、国民の理解を得つつ、その質を高めながら将来にわたり保全するもの。
- 本対策は、平成19年度より本格導入。

農地・水・環境保全向上対策

ステップアップへの支援

地域においてより高度な取組を実践した場合に支援
活動水準に応じて
20万円地区
40万円地区

ため池の草刈り 水路の生き物調査

共同活動への支援

	10a当たり単価 (国と地方の合計)
水田(都府県)	4,400円/10a
水田(北海道)	3,400円/10a
畑(都府県)	2,800円/10a
畑(北海道)	1,200円/10a
草地(都府県)	400円/10a
草地(北海道)	200円/10a

※ 中山間地域直接支払の対象地域については、追加の要件を付して支援の対象とすることができる。

営農活動への支援

地域でまとめて、化学肥料・化学合成農薬を5割以上等低減する先進的な営農活動を支援

取組面積に応じた支払
+集落等を単位とする支援

農地面積支払

共同活動への支援

農地・水・農村環境の保全と質的向上のための効果の高い共同活動を支援

■土づくり、化学肥料・農薬の低減

■アイガモ農法

営農活動への支援

	10a当たり単価 (国と地方の合計)
水稲	6,000円/10a
麦・豆類	3,000円/10a
いも・根菜類	6,000円/10a
葉菜類	10,000円/10a
果菜類・果実の野菜	18,000円/10a
うち 施設トマト、きゅうり、なす、ピーマン、いちご	40,000円/10a
果樹・茶	12,000円/10a
花き	10,000円/10a
上記区分に該当しない作物	3,000円/10a

+

○地域全体での環境負荷低減に向けた取組への支援
1地区当たり 20万円

農業の持続的発展

国民全体の利益
(食料の安定供給・美しい景観)

地方の利益
(地域の活性化・豊かな環境)

農業者の利益
(農業経営の安定)

5. 「農村におけるソーシャル・キャピタル研究会」とりまとめのポイント（平成19年6月）

1. 農村におけるソーシャル・キャピタル

農業の近代化・兼業化あるいは農村の混住化・人口減少などの進行等とともに、農業生産における相互補完機能や相互扶助といった農村の社会的特徴（ソーシャル・キャピタル）が衰退あるいは変質しているものと見られ、それがさらに農村の魅力や地域活力の減退を招いているものと考えられる。

ソーシャル・キャピタルのうち、農業・農村振興施策を展開していくうえでの対象を「農村、あるいは農村と都市の複数の主体が、農村の活性化のための目標を共有し、自ら考え、力を合わせて活動したり、自治・合意形成などを図る能力または機能」と考え、「農村協働力」と呼ぶ。

2. 調査・分析

(1) 事例代表者からのヒアリングによる分析

伝統的なソーシャル・キャピタルの存在は必ずしも農村活性化のための十分条件ではなく、新たな状況変化に対応して、一般に保守的・閉鎖的と考えられているそれらの負の側面を克服し、新しいソーシャル・キャピタルを醸成する必要性があると言える。また、住民参加型事業の導入など、農業・農村振興施策によって、農村のソーシャル・キャピタル醸成に有効に働きかけることの可能性が窺える。

(2) サンプル集落におけるアンケート調査による分析

我が国の農村をソーシャル・キャピタルの観点からみれば、「地域における話し合い」や「信頼」「地域貢献」「地域活動」といった、地域を中心とした協働的なソーシャル・キャピタルの要素と、「近所、友人、親戚とのつきあい」や「相互扶助」といった、互助的なソーシャル・キャピタルの要素が重要な役割を果たしている。生活の知恵や経験等の意識も重要な要素と考えられる。また、都市・平地よりも中山間地の農村の方がより高いソーシャル・キャピタルを維持している傾向が見られる。

さらに、寄合や集落共同の活動への参加率の高さなどから、全般的に農林漁業あるいは農地との関わりがある人の方が農村におけるソーシャル・キャピタルとの関わりが強いと言える。こうした共同活動への参加状況には集落内の「規範」の存在が影響していると推察される。

3. 政策的意義と国の役割

(1) 農業・農村振興政策においてソーシャル・キャピタルに留意する政策的意義
農村のソーシャル・キャピタルを構成する主体（集落、自治会、区、それらと連携する都市住民、NGOなど）を政策ターゲットとして位置づけ、農村・都市双方において、自発的かつ持続的な集落活性化のための新たな活動（機能）に取り組むことを期待。
さまざまな条件下にある各地域が新たなソーシャル・キャピタル形成に取り組むうえでのノウハウ、あるいは関連情報や外部ネットワーク等へのアクセスなどが容易に確保できるような条件を整備することが重要。

このままでは十分に継承されない可能性がある農村のソーシャル・キャピタルを、若い世代に適切に継承、さらには各世代が共に担うような取組を支援することが必要。

さまざまな施策において優れたソーシャル・キャピタルを壊さないための配慮を明らかにすることにより、今後の農業・農村振興施策を効果的・効率的に推進。

ソーシャル・キャピタルの評価・分析を実用的なものとすることにより、さまざまな政策による社会的効果を数値で把握することが可能となり、従来は主として経済的效果の観点から評価していた政策を多面的に検証できる。

(2) 農村におけるソーシャル・キャピタル維持・再生のための国の役割

国がソーシャル・キャピタルを課題として取り上げることによって、その重要性に対する国民の理解と農村側の前向きな取組の促進と同時に、我が国独自の農村におけるソーシャル・キャピタルの研究と政策的活用の促進を期待。国がモデル事例の調査やソーシャル・キャピタルの醸成に資する手法の分析検討等、さらにはそれらの成果の発信を行うことにより、地方の取組におけるリスクを軽減。

国が全国共通に適用し得る概念整理や分析手法開発ならびにデータ整備を行うことにより、ソーシャル・キャピタルの概念や適用分野が各地方自治体によって様々である現状に対して、農業・農村振興の分野における国と地方の政策的連携や役割分担を効果的・効率的なものとする。

(3) 今後考えられる取組の方向

農村におけるソーシャル・キャピタルに関わる一層の検討や議論を通じ、農村定住に必要な新たなソーシャル・キャピタル形成を支援。

農業・農村振興施策において近年積極的に導入されている住民参加型の施策が農村におけるソーシャル・キャピタルに与えた影響を分析。

集落の事例調査を通じて、ソーシャル・キャピタル維持・再生にどのような活動が寄与しているかを検証し、新たなソーシャル・キャピタル形成のための協働実践モデルを提示。

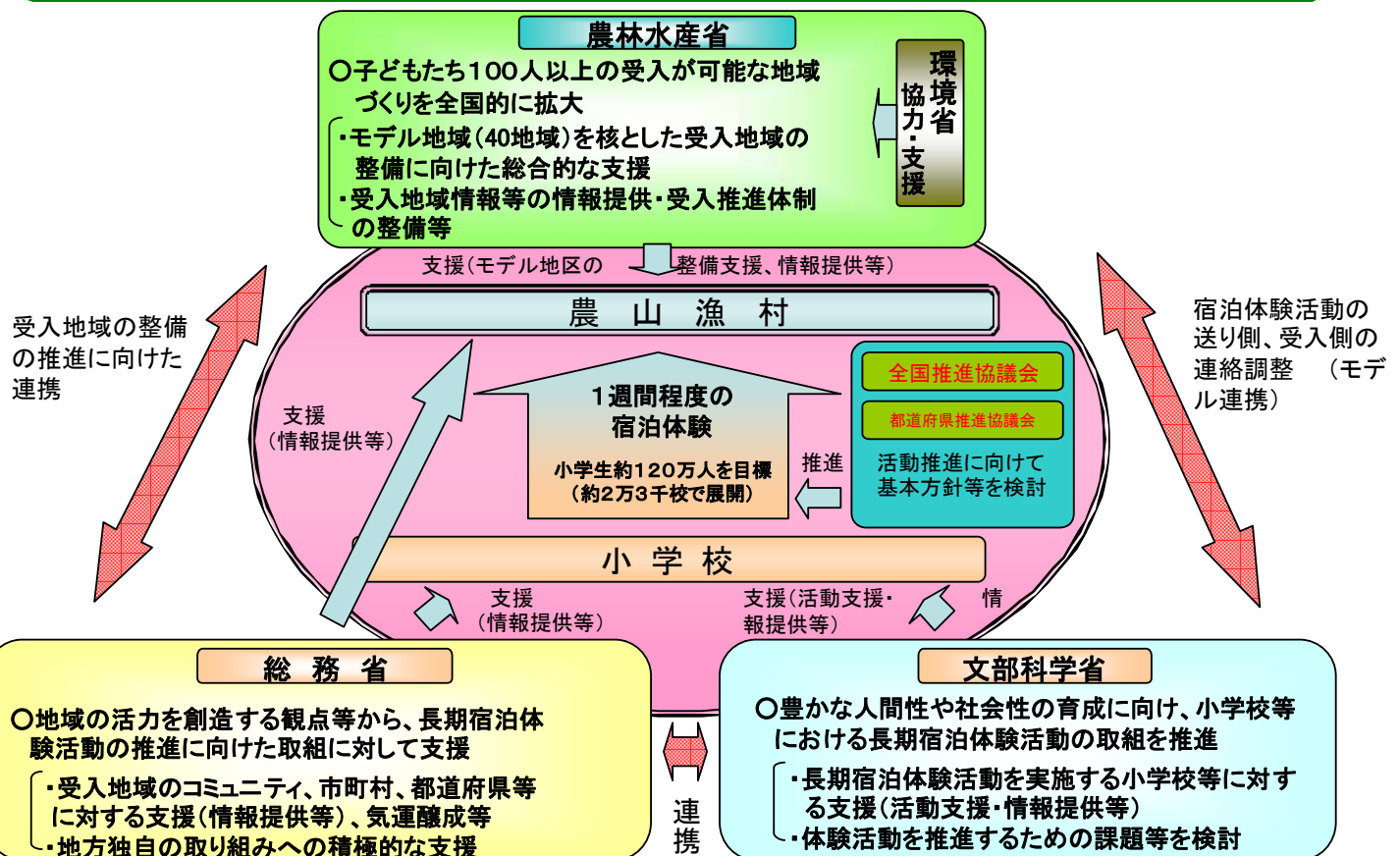
農村のソーシャル・キャピタルを活用して、あるいは新たなソーシャル・キャピタル形成を通じて、集落自治、公共サービス、コミュニティ・ビジネスなどの地域課題の解決に農村自ら継続的に取り組むことを支援するモデルを検討。

国や地方公共団体が農業・農村振興ほか各分野の政策を行ううえで、農村のソーシャル・キャピタルの優れた面の維持・再生に配慮することが重要であり、そのためのガイドラインを作成。

4. 今後の課題

調査・分析手法の改善、農業の持続的発展との関連、地域性の考慮などに加えて、現状を踏まえて農村をソーシャル・キャピタルの視点からどのような姿に導くことが望ましいのかについて、政策手法の検討とともに議論を深めていくことが必要。

6. 子ども農山漁村交流プロジェクトの概要 ～120万人・自然の中での体験活動の推進～



7. 「立ち上がる農山漁村」の概要

- 趣旨
- 農林水産業を核とした、自律的で経営感覚豊かな取組により地域を活性化させている先駆的事例を全国に発信・奨励することにより、農山漁村における「地域自ら考え行動する」意欲あふれた取組みを推進
- 平成16年5月の「食料・農業・農村政策推進本部」(本部長:小泉総理)において政府全体での支援を決定
- 本部長が9名(当時)の有識者会議委員を決定
- 総理、官房長官、農水大臣が出席の下、総理官邸にて有識者会議を開催、「立ち上がる農山漁村」を選定



- 有識者会議委員(平成19年7月現在)
- アン・マクドナルド エッセイスト、宮城大学国際センター准教授
- 今村 司 日本テレビチーフプロデューサー
- 小泉 武夫 東京農業大学教授
- 白石 真澄 関西大学教授
- 永島 敏行 俳優
- 林 良博(座長) 東京大学大学院教授
- 三國 清三 オテル・ドウ・ミクニオーナーシェフ
- (五十音順:敬称略)

○有識者会議

- ・事例選定
 - 平成16～18年度で110事例を選定
 - 平成18年度は、選定事例に他の団体の模範となるような協力を行っている企業・大学等8団体を「立ち上がる農山漁村～新たな力～」として選定
- ・「成功へのメッセージ」(平成17年3月)
 - 選定事例について「成功要因」を分析、とりまとめ
- ・提言(平成18年3月)
 - 「地域ができることは地域に」との考え方のもと、地域間の切磋琢磨による活性化に向け、多くの地域の取組への参加促進、努力・創意工夫の促進、再挑戦の機会の提供が必要であることを提言としてとりまとめ。

○「立ち上がる農山漁村」の推進

有識者会議委員等による現地視察やシンポジウムの開催等により、農山漁村地域における経営感覚豊かな自律的取組を全国に発信



有識者会議委員による現地視察



細田官房長官(当時)による講演



丸ビルでのイベント開催

・「立ち上がる農山漁村サミット」(H19.5.23)



都内商店街アンテナショップ視察



有識者との意見交換

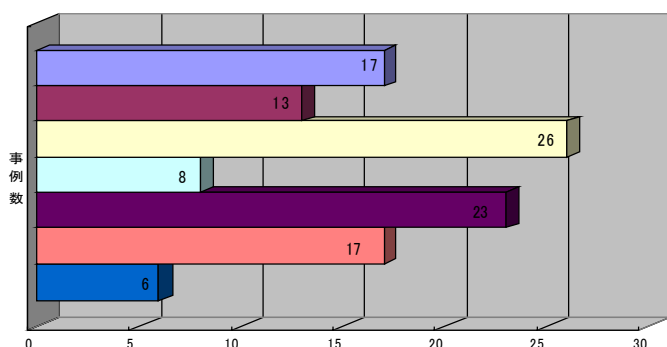


官邸でのレセプション

8. 「立ち上がる農山漁村」選定事例に見る取組のきっかけ等の分析(その1)

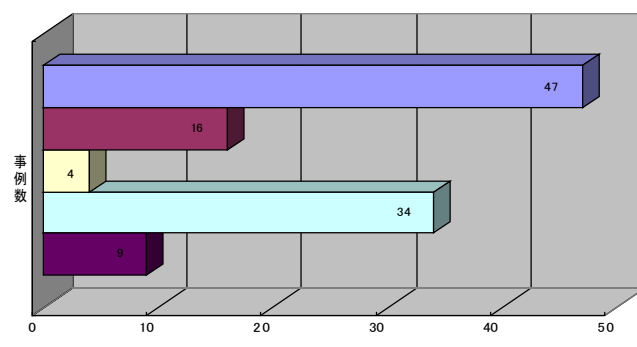
注)本資料では、平成16～18年度に「立ち上がる農山漁村」有識者会議において、農山漁村活性化の先駆的な取組として選定された110事例の応募書類及びホームページ等から得られた情報により、各々の事例の「活動のきっかけ」「活用している資源」「地域類型」を分類した。事例毎の情報量や類型毎のサンプル数の多寡があるため、必ずしも全国の農山漁村の趨勢を反映しているものではないことに留意が必要。

活動のきっかけ



- 07企業
- 06団体主導
- 05自治体主導
- 04住民提案
- 03有志連携
- 02外部リーダー
- 01地域リーダー

活用している資源



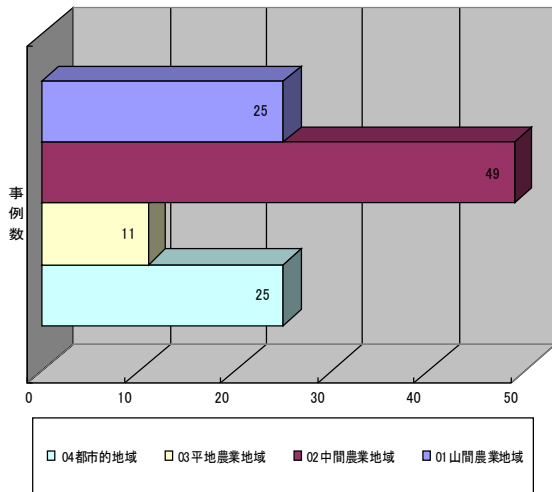
- 05コミュニティ・ネットワーク
- 04環境・景観
- 03文化・技術
- 02新農産物・水産物
- 01地域農産物・水産物

※有志連携や住民提案等をきっかけとしている事例についても、キーパーソンが存在するものと考えられるが、きっかけとなった個人を特定できた事例のみ「地域リーダー」または「外部リーダー」に分類。

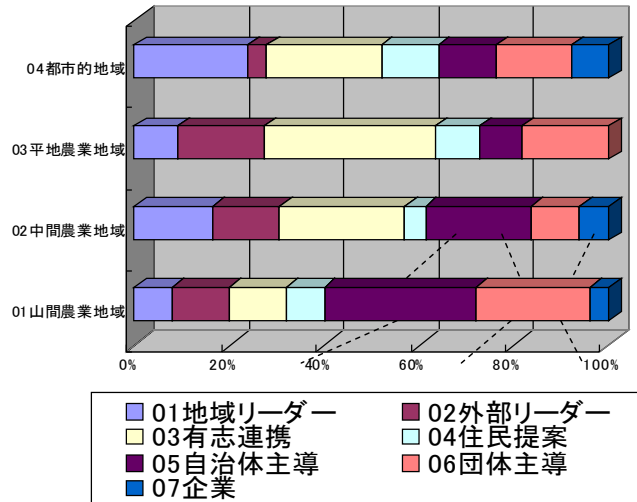
※分類は各事例の活動の中心的な資源で分類しており、実際には様々な資源を複合的に組み合わせて活動を行っている事例が大半を占めている。

8. 「立ち上がる農山漁村」選定事例に見る取組のきっかけ等の分析（その2）

地域類型



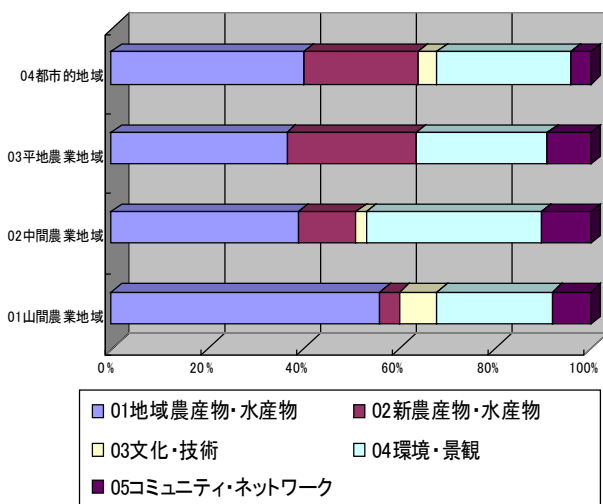
地域類型別の活動のきっかけ



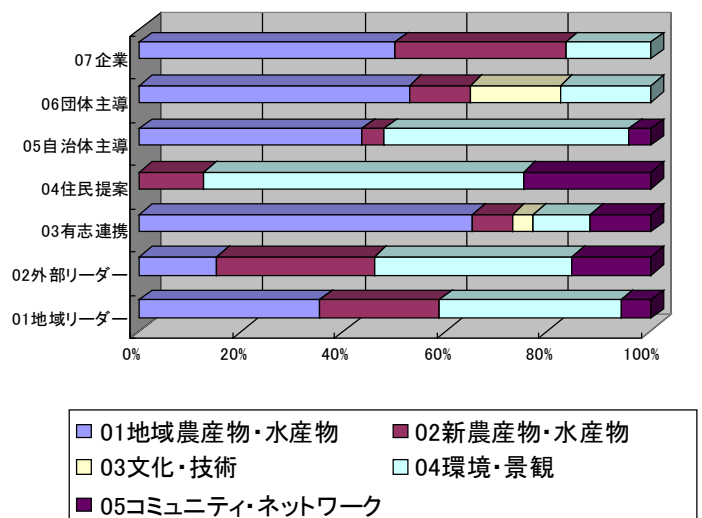
※有志連携や住民提案等をきっかけとしている事例についても、キーパーソンが存在するものと考えられるが、きっかけとなった個人を特定できた事例のみ「地域リーダー」または「外部リーダー」に分類。

8. 「立ち上がる農山漁村」選定事例に見る取組のきっかけ等の分析（その3）

地域類型別の活用資源



きっかけ別にみる活用資源



8. 「立ち上がる農山漁村」選定事例に見る取組のきっかけ等の分析（その4）

・分類の解説

◎活動の仕掛け人の分類

- 01 地域リーダー：地域に在住する者がリーダーシップを発揮し、活動を開始した事例
- 02 外部リーダー：移住者やUターン者など、地域外から新たなノウハウを持ち込むことで活動を開始した事例
- 03 有志連携：団体内のグループや地域の有志が活動組織を立ち上げ取組を開始した事例
- 04 住民提案：地域住民の提案が行政やその他の団体を含めた地域全体の活動となった事例
- 05 自治体主導：自治体による施策や提案に地域住民が参加・協働することにより地域全体の活動となった事例
- 06 団体主導：JAや商工会議所等の地域の団体が主導して活動を開始した事例
- 07 企業：他産業による農業参入や、地元企業と農家の協働により活動を開始した事例

◎活用している資源の分類

- 01 地域農産物・水産物：地域で伝統的に栽培されてきた農産物等を核として活動を開始した事例
- 02 新農産物・水産物：新たな農産物等の生産や、栽培品目の切り替えにより活動を開始した事例
- 03 文化・技術：地域の伝統的な文化や技術を地域資源として見直すことにより活動を開始した事例
- 04 環境・景観：地域特有の景観・環境の保全・活用や、廃校等の既存ストックを活用して活動を開始した事例
- 05 コミュニティ・ネットワーク：地域住民のつながりや、団体間のネットワーク構築により活動を開始した事例

◎地域類型

- 01 山間農業地域：林野率80%以上かつ耕地率10%未満の市町村。
- 02 中間農業地域：耕地率20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の市町村。
耕地率20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の市町村。
- 03 平地農業地域：耕地率20%以上かつ林野率50%未満の市町村。ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が90%以上のものを除く。
耕地率20%以上かつ林野率50%以上で、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の市町村。
- 04 都市的地域：可住地に占めるDID面積が5%以上で、人口密度500人以上またはDID人口2万人以上の市町村可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の市町村。ただし、林野率80%以上のものは除く。

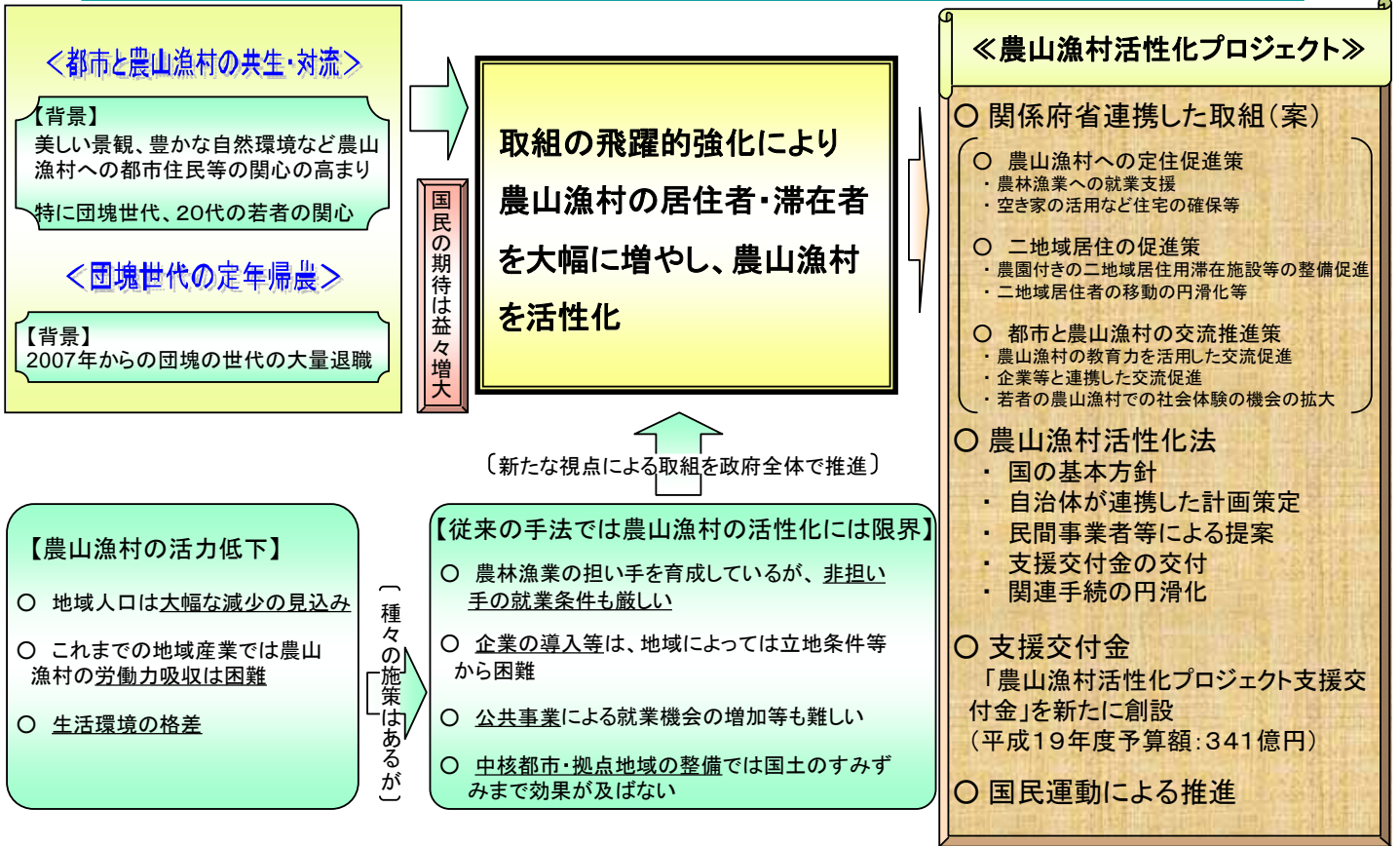
※農林業センサスの農業地域類型（合併のあった市町村については、合併後の類型による。）

9. 農山漁村の郷土料理百選の概要



10. 農山漁村活性化法関連 (その1)

農山漁村活性化プロジェクト



10. 農山漁村活性化法関連 (その2)

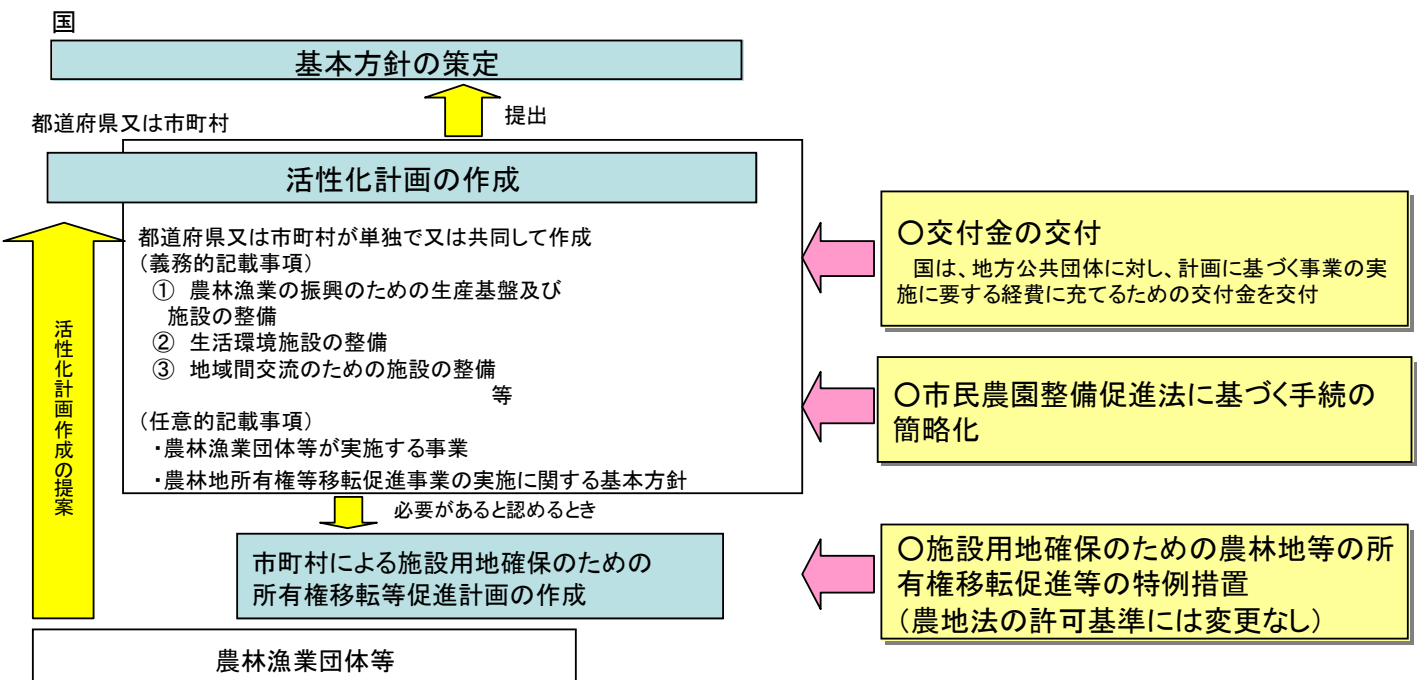
農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の概要

【法律の目的】

人口の減少、高齢化の進展等により農山漁村の活力が低下していることにかんがみ、農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図る。

制度の仕組み

支援措置



10. 農山漁村活性化法関連 (その3)

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の概要

農山漁村地域において、居住者及び滞在者の増加といった観点も踏まえ、農・林・水の縦割りなく施設の整備等の各種取組を総合的かつ機動的に支援します。

特徴

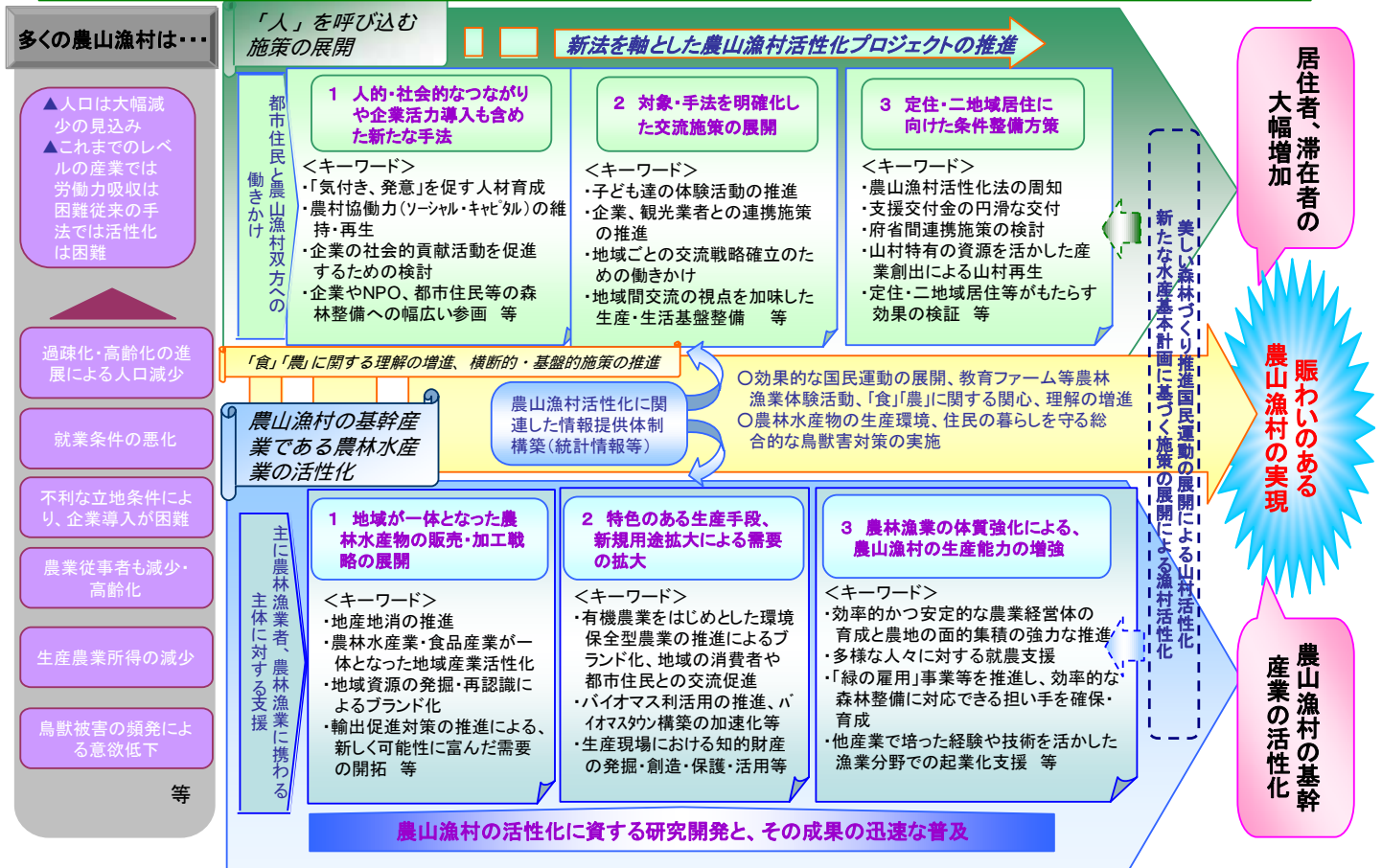
- 農・林・水の縦割りなく施設を一気に整備
- 窓口のワンストップ化(大臣官房に体制整備)
- 対象施設間の経費の弾力的運用、年度間の融通可能
- 地域が提案するメニューも支援
- 都道府県又は市町村への助成(民間団体等へは間接助成)
- 法律上の事業とすることにより、施設用地の確保、市民農園の開設等の手続が簡素化

平成19年度予算額: 341億円



交付金を活用したプロジェクト例

11. 農山漁村活性化に向けた新たな取組の方向 (中間取りまとめ概要)



12. 農業農村整備事業の概要

農業生産基盤整備

・農業生産に必要な水や農地の確保

農地の整備

農業水利施設の整備・更新



農村整備

・農村の定住条件の確保

農道の整備

農村の生活環境の整備

中山間地域の総合的整備



農地等保全管理

・農地や水の保全と農村地域の生命や財産を保全
・土地改良施設の管理

農地等の防災保全

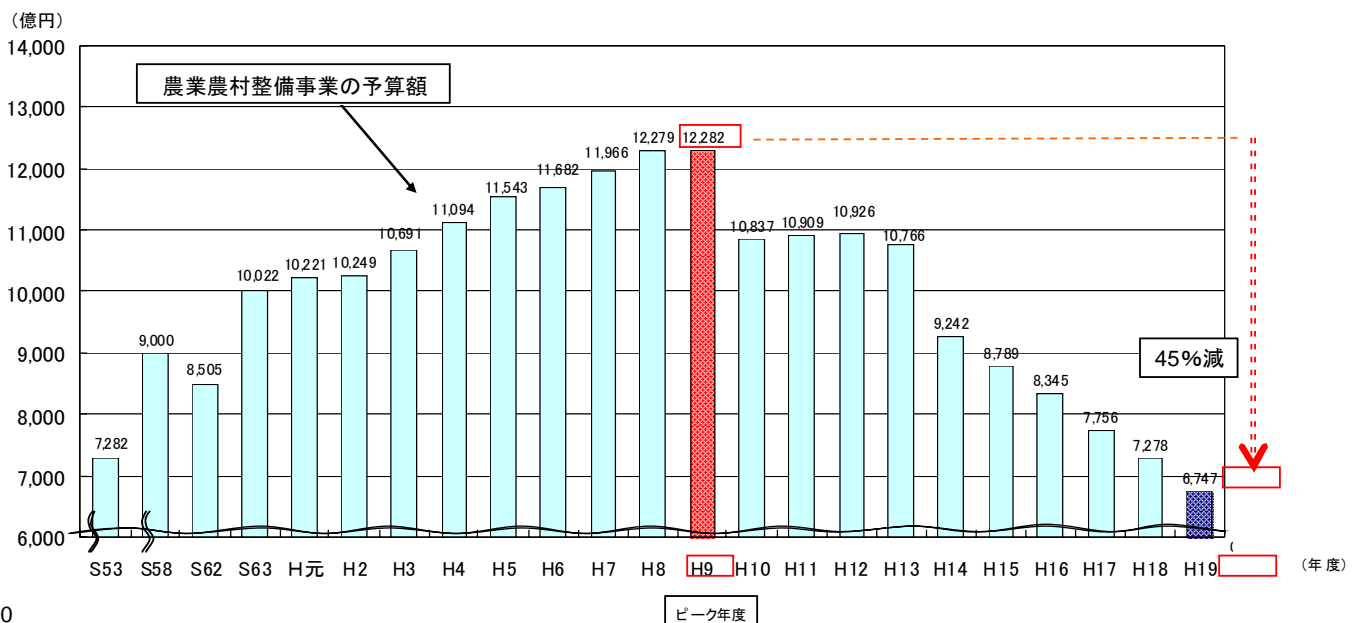
施設の維持管理



13. 農業農村整備事業予算の推移

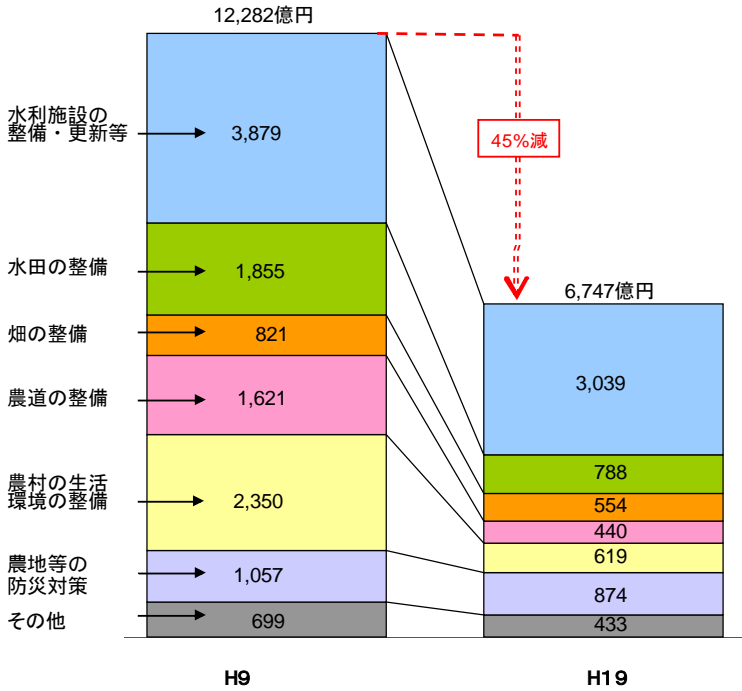
予算額と一般公共事業費に占める割合

○ 農業農村整備事業は、平成10年度以降予算額は大幅に減少しており、平成19年度は、ピーク時(平成9年度)の45%減。



14. 農業農村整備事業予算の構成の推移

- H19農業農村整備予算はH9と比べて45%減の6700億円強。
- 限られた予算の中で、先送りのできない水利施設の維持管理・保全など、農業生産活動の最も基礎的かつ不可欠な条件整備のため、事業を重点的に実施。



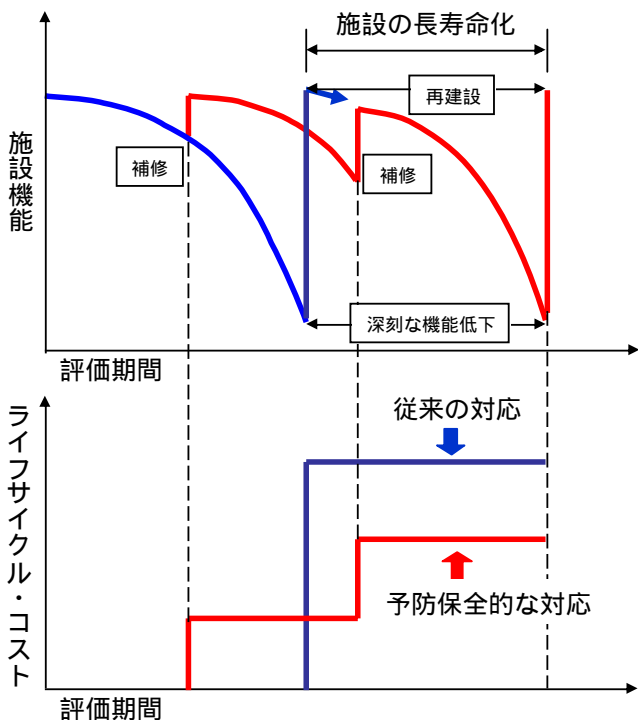
先送りが困難な水利施設の維持管理・保全是、施設の長寿命化対策と管理の強化を図りつつ、コスト縮減により計画的に更新。

水田の整備は、担い手への農地集積と、畑作利用に必要な暗渠排水等の整備・更新に重点。

15. 予防的な保全対策の実施（ストック・マネジメントの本格的導入）

施設の長寿命化を図るため、深刻な機能低下が発生する前に、機能診断に基づく適切な対策を施す予防保全対策を実施し、ライフサイクル・コストの低減を図る。

国営造成施設については、平成23年度までに全ての施設の機能診断を実施。都道府県営造成施設についても、基幹水利施設ストック・マネジメント事業を創設し、診断から対策工法までを一貫して実施する制度を創設。



従来の対応



深刻な機能低下



再建設

予防保全的な対応



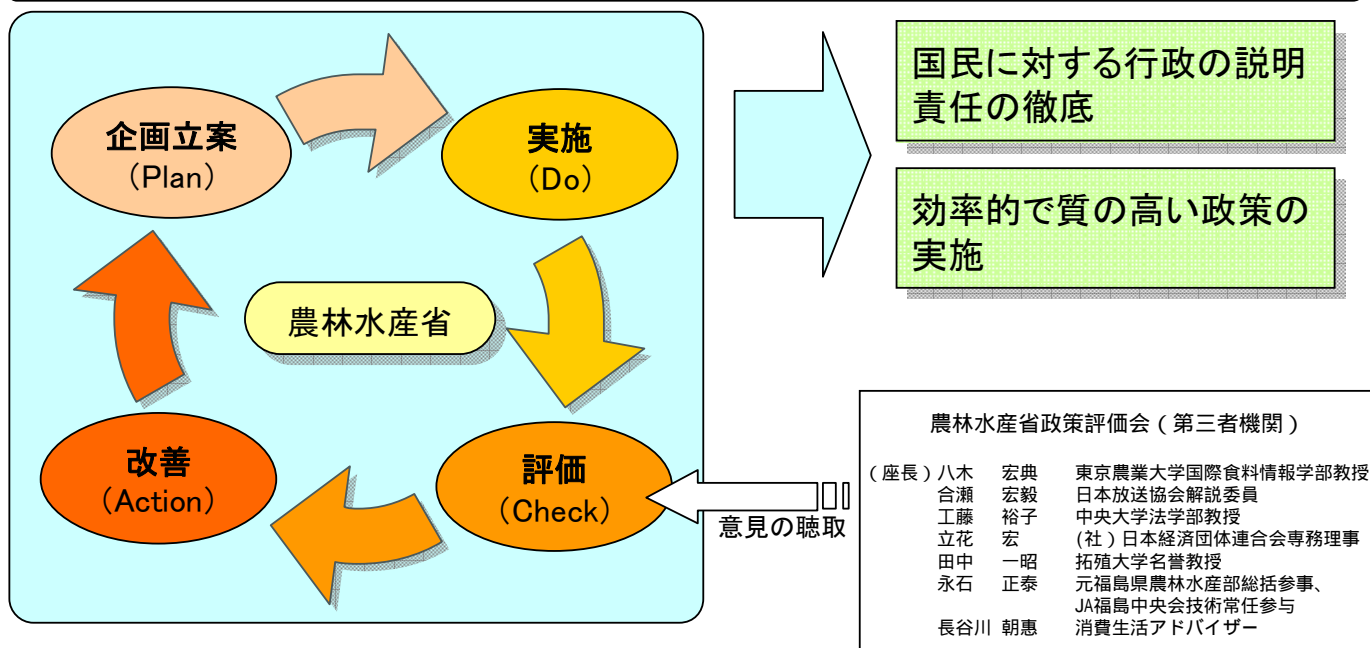
機能診断
(コア採取による強度測定)



ポリアセトモルタルによる補修

1 農林水産省の政策評価

農林水産省は、政策の透明性を確保し、効率的に実施していくため、政策評価を実施しています。農林水産省が政策評価を実施するに当たっては、第三者委員からなる「農林水産省政策評価会」からの意見を聴き、反映させることにより、政策評価の客観性の確保に努めています。



(1) 農林水産省政策評価の経緯

国民合意の下、情勢の変化に対応した透明性の高い効率的な政策を実施していくためには、客観的な基準の下に政策を評価し、その結果を政策の企画立案に反映させることが重要です。この考えに立ち、平成13年1月の中央省庁等の再編に伴い政策評価制度が全省庁に導入されました。

農林水産省では、食料・農業・農村基本法において、食料・農業・農村に関する情勢の変化及び施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに、食料・農業・農村基本計画を変更するものと規定されていることから、他省庁に先駆けて、同基本計画の計画期間初年度に当たる12年度から政策評価を実施しています。

国民の期待に応える「守り」から「攻め」の農政への転換を目指し、まさに食料・農業・農村基本計画の見直しに取り組んでいる今、農林水産政策の改革を強力かつスピード感をもって推進し、国民本位の効率的で質の高い行政を実現していくためには、政策評価の推進が不可欠です。

(2) 政策評価の手法

農林水産省政策評価においては、政府の基本方針に即して、実績評価、総合評価、事業評価を行うこととしており、今回の評価結果は、政策分野ごとに目標を定め、その達成度により評価を行う実績評価の方式に基づく評価結果を取りまとめたものです。

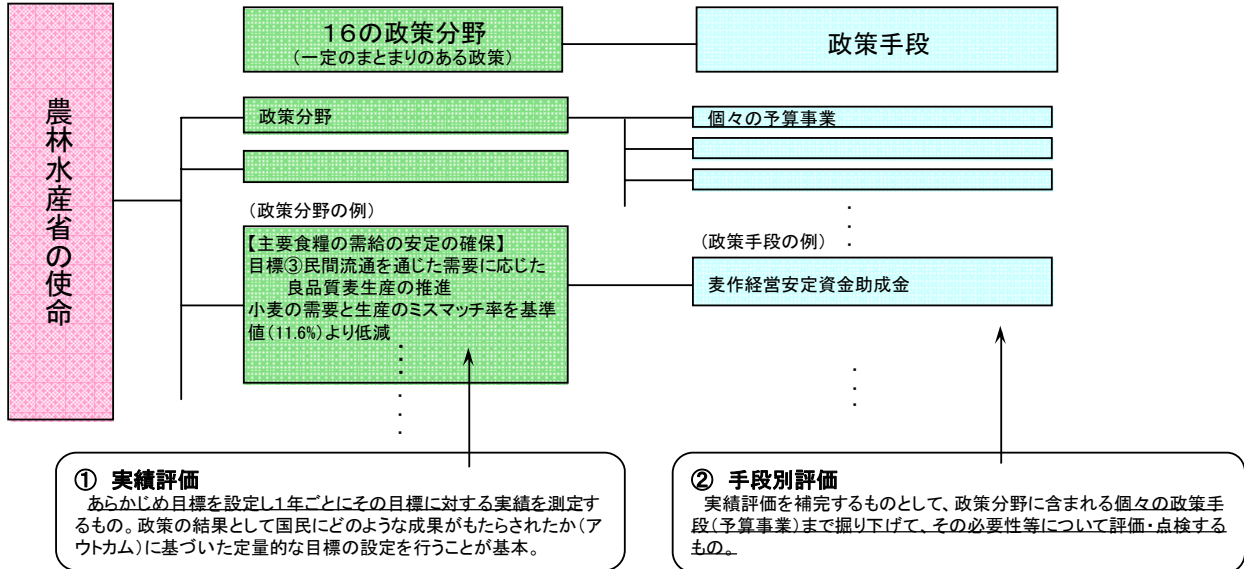
また、実績評価を補完するものとして、予算の改善等に直結する重層的で踏み込んだ評価が可能となるよう、個々の主要な政策手段の成果に着目した政策手段別評価を実施しました。

2 政策評価の体系

農林水産省の政策評価は、

- ① 一定のまとまりのある政策(政策分野)ごとに目標を定め、毎年その目標に対する実績を測定する「**実績評価**」
- ② 実績評価を補完するものとして、政策分野に含まれる予算事業を対象に行う「**政策手段別評価**」を組み合わせて行っています。

[平成18年度政策の評価体系]



3 18年度に実施した政策の政策評価結果の概要

○実績評価においては、評価対象とした55の目標のうち、約6割の達成ランクが「A(概ね有効)」となりました。

達成ランクが「C(有効性に問題がある)」となった政策分野についてはその要因を十分に分析した上で、有効性等に問題のある予算事業については、廃止を含めて抜本的な見直しを検討することとしています。

また、達成ランクが「A」、「B(有効性の向上が必要である)」となった政策分野に属する予算事業であっても、その内容を十分に検討し、施策の見直しに結びつくように努めることとしています。

○政策評価の結果は、翌年度の予算事業等に反映させることとしています。

【18年度政策の実績評価の評価結果】

A	・・・	35目標	(63%)
B	・・・	17目標	(31%)
C	・・・	1目標	(2%)
その他	・・・	2目標	(4%)
合計	・・・	55目標	(100%)

ランク	評価	達成度合
A	概ね有効	90%以上
B	有効性の向上が必要である	50%以上90%未満
C	有効性に問題がある	50%未満

その他：集計中又は台風など外的要因の影響が大きいため達成ランク付けを行わないもの

(参考) 17年度評価結果の反映状況

17年度政策の評価結果

A	・・・	32目標	(64%)
B	・・・	16目標	(32%)
C	・・・	2目標	(4%)
合計	・・・	50目標	(100%)

予算事業への反映状況

17年度の予算事業数：597事業

このうち平成18年度又は19年度において
何らかの改善を行ったもの 283事業(47%)
うち廃止又は一部を廃止したもの102事業(17%)

平成18年度施策の実績評価結果一覧

ランク	評価	達成度合
A	概ね有効	90%以上
B	有効性の向上が必要である	50%以上90%未満
C	有効性に問題がある	50%未満

政策分野 (16分野)	指標・目標値/評価の視点 注:黒字=定量的目標(①)/白文字=定性的目標(●)		平成18年度の達成状況 注:定量的目標に対してはA~C、 定性的目標に対しては()で表示
	食品産業の競争力の強化	① 食品製造業の経営基盤の強化 ② 食品流通の効率化	(概ね有効) (有効性の向上が必要である)
主要食糧の需給の安定の確保	① 備蓄運営等消費者への米の安定的供給 ② 需要に応じた売れる米づくり ③ 民間流通を通じた需要に応じた良品質生産の推進	(概ね有効) (概ね有効) C	
食の安全及び消費者の信頼の確保	① 食品の安全性の確保 ② 家畜伝染病等の対策 ③ 植物防疫対策 ④ 遺伝子組換え農作物の環境リスク管理 ⑤ 消費者の信頼の確保	(概ね有効) (概ね有効) (概ね有効) (概ね有効) 集計中	
望ましい食生活の実現に向けた食育の推進	① 「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合	B	
国産農畜産物の競争力の強化	① 米生産コストの低減 ② 大豆生産コストの低減 ③ 生乳生産コストの低減 ④ 肉用牛生産コストの低減 ⑤ 飼料作物生産コストの低減 ⑥ 麦の新品種作付シェア ⑦ 指定野菜(ばれいしよを除く)の加工向け野菜の出荷数量 ⑧ 植物新品種の品種登録に係る平均審査期間	A A A A A B A A A	
環境と調和のとれた持続的な農業生産体制への転換	① エコファーマー認定件数 ② 全国市町村数に占める地域環境保全型農業推進方針の策定市町村数	A A	
意欲と能力のある担い手の育成・確保	① 担い手の育成・確保 ② 担い手(家族農業経営及び法人経営)への農地利用集積の促進 ③ 人材の育成・確保	A B A	
担い手への経営支援の条件整備	① 効果的・効率的な普及事業の推進 ② 農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言 ③ 被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用	A (有効性の向上が必要である) (概ね有効)	

食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の持続的発展を図る。	農業・農村の整備・保全を推進するとともに、農村の経済の活性化や都市との交流等を促進し、農村の振興を図る。	農地、農業用水等の整備・保全	① 優良農地の確保・保全 ② 基盤整備による担い手への農地利用集積の促進 ③ 農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保 ④ 農地海岸の保全・海辺の再生	A A A A
	森林の多面的機能の発揮を図るとともに、それに重要な役割を果たす林業・木材産業の持続的かつ健全な発展を図る。	森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮	① 都市と農村の交流の促進、都市農業の振興 ② 中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進 ③ 意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現	B A B
	林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進	① 重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進 ② 国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進 ③ 山地災害等の防止 ④ 森林病害虫等の被害の防止 ⑤ 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進 ⑥ 山村地域の活性化	A A A B A (有効性の向上が必要である)	
	水産物の安定供給体制の整備を図るとともに、それに重要な役割を果たす水産業の健全な発展を図る。	水産物の安定供給の確保	① 望ましい林業構造の確立 ② 木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進	(有効性の向上が必要である) A
	水産業の健全な発展	① 主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保 ② 資源回復計画の着実な実施 ③ 国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の維持・増大	— (台風など外的要因の影響が大きいため、ランク付けせず) B A	
	世界の食料需給の安定に貢献するとともに、我が国の農林水産物等の輸出を促進する。	食料・農業・農村に関する国際協力の推進	① 新規漁業就業者数の確保 ② 漁業経営改善計画の認定者数の確保 ③ 消費地と産地の価格差の縮減 ④ 汚水処理人口普及率 ⑤ 津波・高潮等による災害から一定水準以上の安全性が確保されていない漁村の面積削減	B B A A A
	農林水産物・食品の輸出の促進	① 飢餓・貧困の削減への貢献 ② 地球環境保全への貢献 ③ 我が国の農業政策への理解の促進 ④ 突発的・大規模な問題への適切な対応	B B B B	
		① 農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする	(概ね有効)	

平成18年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年7月

担当部局名：農村振興局農村政策課

施策名	農地、農業用水等の整備・保全 (実績評価書⑨-1頁)	政策体系上の位置付け
		V-⑨

施策の概要

農業生産基盤の整備・保全等の施策を、環境との調和に配慮しつつ講ずることにより、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水等を確保するとともに、農業の生産性の向上を促進し、望ましい農業構造の確立に資する。

① 優良農地の確保・保全
農業の持続的発展を図るため、集团的農地や土地基盤整備事業の対象地等の優良農地の減少傾向に歯止めをかけるとともに、これら農地等における農業災害の発生を防止する。

② 基盤整備による担い手への農地利用集積の促進
望ましい農業構造を確立するため、農業生産基盤の整備を通じて、生産性の高い営農を行う意欲と能力のある経営体に、良好な営農条件を備えた農地の利用集積を進める。

③ 農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保
農業用排水施設の適切な保安全管理や更新整備による有効活用等により、農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件を確保する。

④ 農地海岸の保全・海辺の再生
津波・高潮、地震などの自然災害の被害を被っている干拓地をはじめとする低平地等において、海岸保全施設の整備を進めることにより、津波・高潮等の被害にさらされている農地等を減少させる。

【評価結果の概要】

平成18年度については、全ての指標の達成状況が良好であることから、講じた政策手段は概ね有効であったものと考えられる。

優良農地の確保、特に耕作放棄地の解消は喫緊の課題であり、望ましい農業構造を確立するためにも不可欠である。したがって、優良農地である農振農用地区域内に含まれている耕作放棄地については、その発生状況等について速やかに的確な把握を行うとともに、効果的な解消・発生防止策を講じるべきである。また、生産性の向上や食料供給力の確保を図るため、農業生産基盤の整備を通じた担い手への農地の利用集積を引き続き推進する必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

		達成目標	18年度 目標値	実績値	達成状況
目標①	優良農地の確保・保全	a 優良農地の減少傾向に歯止めをかける（平成21年度 405万ha） b 被害の発生するおそれのある農用地を減少させる（平成19年度 延べ76万ha）	a 406万ha b 81万ha	a 407.5万ha b 81.1万ha	(注) 99% (A)
目標②	基盤整備による担い手への農地利用集積の促進	基盤整備の完了地区において、農地流動化型の農地整備事業を実施した面積に対する、意欲と能力のある経営体に利用集積された農地面積の割合の増加（毎年度 20ポイント以上の増加を確保する）	20ポイント	18ポイント	90% (A)
目標③	農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保	安定的な用水供給機能及び排水条件の確保のため、基幹的農業用排水路約4万5千kmのうち、各年度ごとに機能低下のおそれのある基幹的農業用排水路の機能を確保する（毎年度各年度ごとに機能低下のおそれのある基幹的農業用排水路の機能を確保）	9,982km	9,652km	97% (A)
目標④	農地海岸の保全・海辺の再生	津波・高潮及び地震による災害から一定の水準の安全性が確保されていない農地等の減少、失われた自然の海辺のうち回復可能な海辺の再生延長 a 津波・高潮：2.2万haに減少（基準：平成14年度 3.5万ha） →目標：平成19年度 2.2万ha b 地震：6,700haに減少（基準：平成14年度 8,200ha） →目標：平成19年度 6,700ha c 海辺の再生：53kmに増加（基準：平成14年度 40km） →目標：平成19年度 53km	a 2.47万ha b 7,000ha c 50.2km	a 2.51万ha b 7,000ha c 49.6km	97% (A)

(注) 目標①の達成状況において、達成目標 a については、目標値は2005年農林業センサス（農山村地域調査）をもとに算定した推計値を、実績値には農業資源調査に基づく数値を使用しており、値が連続していないことから、加味していない。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第166回国会施政方針演説	平成19年1月26日	意欲と能力のある担い手への施策の集中化、重点化を図ります。国民生活の基盤となる安心・安全の確保と、美しい環境を守るとは、政府の大きな責務であります。大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的・重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。
	食料・農業・農村基本計画	平成17年3月25日	第3の2の(3)、(7)
	土地改良長期計画	平成15年10月10日	意欲と能力のある経営体の育成、安定的な用水供給機能等の確保、農業災害の防止と安全・安心な地域社会の形成への貢献
	社会資本整備重点計画	平成15年10月10日	津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積、地震時に防護施設の崩壊による水害が発生するおそれのある地域の解消、失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

平成18年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年7月

担当部局名：農村振興局農村政策課

施策名	都市との共生・対流等による農村の振興 (実績評価書⑩-1頁)	政策体系上の位置付け
		V-⑩

施策の概要	<p>都市と農村の共生・対流、農村経済の活性化、農村における地域資源の保全・活用や生産条件及び生活環境の総合的な整備等により、農村地域の振興を図る。</p> <p>① 都市と農村の交流の促進、都市農業の振興 広く国民がゆとりのある生活を享受できるようにするため、交流人口を増加させ都市との共生・対流を進めるとともに、「農」の営みを体験する場を都市住民に提供するため、市民農園等を増加させ、都市農業の振興を図る。</p> <p>② 中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進 中山間地域等において、農業者等の安定した所得の確保により、農業・農村の持続的な発展に資するため、農業を核とした地域産業の振興等総合的な施策の推進による農村経済の活性化を図る。</p> <p>③ 意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現 良好な農村景観の形成など、地域の特色を活かした自ら考え行動する意欲あふれた取組を推進するとともに、汚水処理等の生活環境の整備と生産基盤の整備を総合的に実施すること等により、豊かで住みよい農村の実現を図る。</p>
-------	---

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																																
	<p>農村地域の振興を図るための諸施策については、概ね良好な結果となっている。しかし、農村人口の減少や高齢化が進行し、活力が低下している中で、農村地域を活性化し、農村等が有する多面的機能を発揮していくためには、地域の知恵や資源の活用、持続的・自立的発展に向けた地域の創意工夫をより一層後押しすることが必要となっている。</p> <p>十分な成果には至っていない都市と農村の共生・対流については、団塊の世代や若者の活力を活用した地域の取組を積極的に支援する「農山漁村活性化プロジェクト」を推進し、今後は農村等への定住、二地域居住の促進を含めた関係府省との連携強化を図るとともに、自ら考えて行動し共生・対流を促進するような自治体や民間団体の取組等を積極的に支援し、こうした地域の自主的な取組を全国運動として展開していくことが必要である。</p> <p>また、良好な農村景観を形成することにより、個性ある魅力的な地域づくりにつなげるためには、その有効な手法を検討すること等が必要である。</p>																																
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>達成目標</th> <th>18年度目標値</th> <th>実績値</th> <th>達成状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">目標①</td> <td rowspan="2">都市と農村の交流の促進、都市農業の振興</td> <td>グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数(平成21年度:880万人)</td> <td>814万人</td> <td>795万人</td> <td>76.3% (B)</td> </tr> <tr> <td>都市的域における市民農園の区画数(平成21年度:15万区画)</td> <td>13.2万区画</td> <td>12.7万区画 (暫定値)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>目標②</td> <td>中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進</td> <td>中山間地域の一戸当たり農家総所得の維持(各年度485万円を維持)</td> <td>485万円</td> <td>448万円 (暫定値)</td> <td>92.4% (A)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">目標③</td> <td rowspan="2">意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現</td> <td>景観農業振興地域整備計画の策定数(平成21年度:50計画)</td> <td>5計画</td> <td>1計画</td> <td rowspan="2">87.2% (B)</td> </tr> <tr> <td>農業集落排水事業による生活排水の処理人口普及率(平成19年度:52%) 事業・対策を実施した地域における総合的な生活環境に関する住民評価値(各年度100%)</td> <td>49.40%</td> <td>55.7% (暫定値)</td> <td>80.70%</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	18年度目標値	実績値	達成状況	目標①	都市と農村の交流の促進、都市農業の振興	グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数(平成21年度:880万人)	814万人	795万人	76.3% (B)	都市的域における市民農園の区画数(平成21年度:15万区画)	13.2万区画	12.7万区画 (暫定値)		目標②	中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進	中山間地域の一戸当たり農家総所得の維持(各年度485万円を維持)	485万円	448万円 (暫定値)	92.4% (A)	目標③	意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現	景観農業振興地域整備計画の策定数(平成21年度:50計画)	5計画	1計画	87.2% (B)	農業集落排水事業による生活排水の処理人口普及率(平成19年度:52%) 事業・対策を実施した地域における総合的な生活環境に関する住民評価値(各年度100%)	49.40%	55.7% (暫定値)	80.70%
		達成目標	18年度目標値	実績値	達成状況																												
目標①	都市と農村の交流の促進、都市農業の振興	グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数(平成21年度:880万人)	814万人	795万人	76.3% (B)																												
		都市的域における市民農園の区画数(平成21年度:15万区画)	13.2万区画	12.7万区画 (暫定値)																													
目標②	中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進	中山間地域の一戸当たり農家総所得の維持(各年度485万円を維持)	485万円	448万円 (暫定値)	92.4% (A)																												
目標③	意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現	景観農業振興地域整備計画の策定数(平成21年度:50計画)	5計画	1計画	87.2% (B)																												
		農業集落排水事業による生活排水の処理人口普及率(平成19年度:52%) 事業・対策を実施した地域における総合的な生活環境に関する住民評価値(各年度100%)	49.40%	55.7% (暫定値)		80.70%																											

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第166回国会内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	(魅力ある地方の創出) …都市と農山漁村との交流の推進など、農山漁村の活性化に取り組みます。
	21世紀新農政2006	平成18年4月4日	V. 地域 自ら考え行動する農山漁村の活性化
	21世紀新農政2007	平成19年4月4日	V-1 農山漁村活性化に向けた地域の創意工夫の後押し
	食料・農業・農村基本計画	平成17年3月25日	第3の3の(1)、(2)、(3)、(4)
	土地改良長期計画	平成15年10月10日	第2の1の【個性ある美しい村づくり】 (目指す主な成果) 汚水処理人口普及率、農業集落排水処理人口普及率

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

17. 「限界集落」について

○ 「限界集落」の定義

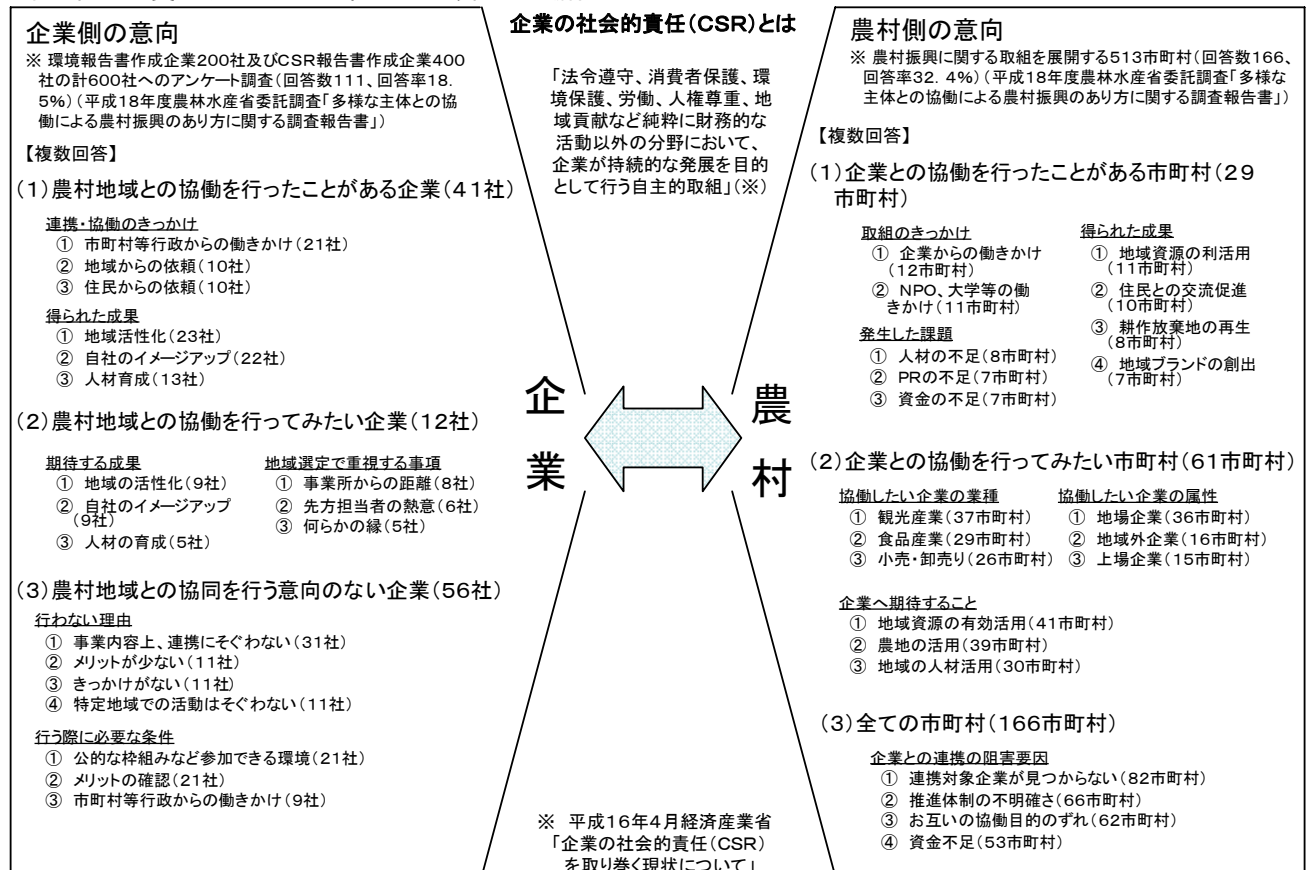
- ・行政上は明確な定義は確立していない
- ・当省では「過疎化・高齢化等により集落機能が低下し、冠婚葬祭など地域社会としての活動維持が困難な集落」などの表現を用いている
- ・なお、大野晃長野大学教授の定義では「65歳以上の高齢者が集落人口の半数を超え、冠婚葬祭をはじめ田役、道役などの社会的共同生活の維持が困難な状態に置かれている集落」

○ 各種調査における「限界集落」の実態

調査名	平成17年度「限界集落における集落機能の実態等に関する調査」(平成18年3月)	農林水産政策研究「中山間地域における農業集落の存続要件に関する分析」(平成16年12月)	平成18年度「国土形成計画策定のための集落の状況に関する現況把握調査」(平成19年8月)
調査主体	農林水産省(委託調査)	農林水産政策研究所	総務省及び国土交通省
調査手法	・「農業センサス」データを用いた統計分析 ・2000年農業センサスにおいて「中間農業地域」又は「山間農業地域」に分類される、又はこれらの地域に分類される旧市町村を含む市町村(1,363市町村)に対するアンケート結果の集計	「農業センサス」データ及び「農家数がゼロの農業集落概況表」を用いた統計分析	平成18年4月時点の過疎地域市町村における62,273集落を対象としたアンケート結果の集計
調査対象	農業集落(市区町村の一部の地域において、農業上形成されている地域社会。農業集落とは、もともと自然発生的に存在する地域社会で、家と家が地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位。したがって、農業集落がなくなった集落(農家点在地及び非農家集落)は農業集落から除外される。)	農業集落(市区町村の一部の地域において、農業上形成されている地域社会。農業集落とは、もともと自然発生的に存在する地域社会で、家と家が地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位。したがって、農業集落がなくなった集落(農家点在地及び非農家集落)は農業集落から除外される。)	集落(一定の土地に数戸以上の社会的まとまりが形成された住民生活の基本的な地域単位であり、市町村行政において扱われる行政区の基本単位。従って、「農業集落」とは定義が異なる)
農業集落機能を喪失した集落数	1990年～2000年で4,959集落(1990年における農業集落数140,122から2000年における農業集落数135,163を減じた)	1990年～2000年で4,959集落(1990年における農業集落数140,122から2000年における農業集落数135,163を減じた)	
消滅した集落数	平成元年以降に消滅した集落は、全国で38市町村68集落 1,363市町村に対するアンケート(有効回答711市町村)の結果による。	1990年に農業集落であった集落であって、2000年までに消滅したものは141集落 1990年に農家数が2戸以上あった集落は全て農業集落とみなし集計	平成11年調査時より消滅した集落は191集落 アンケート結果の集計(回収率100%)
今後消滅が予想される集落数	今後消滅する可能性のある集落数は1,403 1990年から2000年にかけての集落総戸数の減少率が30%以上の集落を推計(北海道、沖縄を除く)		今後10年間に以内に消滅のおそれのある集落は423集落、いずれ消滅するおそれのある集落は2,643集落 アンケート結果の集計

18. 企業の社会的責任(CSR)について(その1)

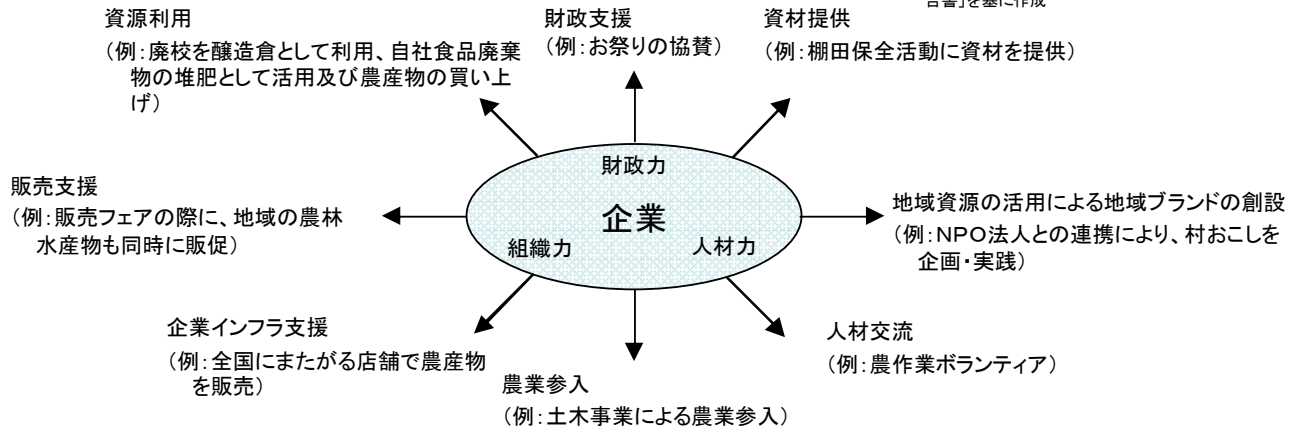
○ 企業の社会的責任(CSR)の一環としての農村との協働



18. 企業の社会的責任(CSR)について(その2)

○ 企業との農村の8つの協働パターン(企業と農村が協働している事例を分類)

※ 平成18年度農林水産省委託調査「多様な主体との協働による農村振興のあり方に関する調査報告書」を基に作成



○ 企業との農村の協働の具体的事例

「一社一村しずおか運動」これまでの認定実績

「一社一村しずおか運動」

- ・平成17年より調査を開始し、平成18年度から実施
- ・静岡県内外の企業1,000社にアンケートを実施(418社回答)し、82社が1社1村運動へ関心ありと回答
- ・取り組む企業、農村双方に知事が認定書を交付(認定要件として3年以上の取組を設けている)
- ・この82社に対し、運動への取組を呼びかけ、現在の認定状況は8件、6社、2大学(表参照)
- ・受入側の農村は現在までに10地区が受入を表明
- ・「一社一村」としているものの、大学など企業以外の取組も推進

企業・団体名	農村所在地	実践内容
アストラゼネカ((株))	松崎町	棚田保全活動、地域貢献活動
アストラゼネカ((株))	菊川市	棚田保全活動、地域貢献活動
アストラゼネカ((株))	浜松市	棚田保全活動、地域貢献活動
(株)ホッカコーポレーション	磐田市	里山保全活動、地域貢献活動
(株)フジヤマ	浜松市	遊休農地解消、環境保全活動
静岡大学農学部	静岡市	茶園管理等の農作業、集落の環境保全
富士錦酒造(株)、(株)平喜、松崎小売酒販組合	松崎町	棚田米による新商品の開発販売(売り上げの一部を保全活動へ還元)
富士常葉大学環境防災学部	松崎町	農業体験を通じた棚田保全活動